

以降始期用

超 Tプロテクション (業務災害総合保険) の約款

業務災害総合保険普通保険約款、 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の**超Tプロテクション(業務災害総合保険)**をご契約いただ きありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、超Tプロテクション(業務災害総合保 **険)**の約款とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りくだ さい。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただき ますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速 公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスに より、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上 げます。





「フリーダイヤル」 **3**0120-119-110



To Be a Good Company

東京海上日動

特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

○受付時間:24時間365日

○ご連絡先: フリーダイヤル | 0120-119-110 | "事故は119番-110番"

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。 いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

目 次

業務災害総合保険普通保険約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
特約条項
保険料に関する規定の変更特約条項・・・・・・9
業務災害補償特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
追加特約条項····································
274 1719719 7
役員・事業主等フルタイム補償特約条項・・・・・・36
重度後遺障害介護一時金補償特約条項・・・・・・36
休業補償特約条項····································
針刺し事故等による感染症危険補償特約条項・・・・・・39
退職時一時金補償特約条項······41
入院・手術補償保険金支払日数延長特約条項 (365 日用)・・・・・・・・42
入院・手術補償保険金支払日数延長特約条項 (730 日用)・・・・・・・・・・・43
入院・手術補償保険金支払日数延長特約条項(1,000 日用)・・・・・・・・・43
後遺障害等級限定補償特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
業務上疾病等不担保特約条項······43
自動車搭乗中傷害不担保特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
入院補償保険金支払限度日数変更特約条項(30日用)・・・・・・・・・・44
通院補償保険金支払限度日数変更特約条項(30日用)・・・・・・・・・44
災害付帯費用補償特約条項······45
メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
法律相談費用補償特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
使用者賠償責任補償特約条項・・・・・・・50
雇用関連賠償責任補償特約条項・・・・・・57
死亡のみ補償特約条項 (使用者賠償責任補償特約条項用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
死亡・後遺障害 1 ~ 7級のみ補償特約条項(使用者賠償責任補償特約条項用)・・・・・64
地震・噴火・津波危険補償特約条項・・・・・・・64
共同保険に関する特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
<ご利用いただけるサービス>・・・・・・・69

超 「プロテクション (業務災害総合保険)

業務災害総合保険普通保険約款

<用語の定義>

(1) この保険契約に適用される普通保険約款(これに付帯された特約条項を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。)において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される特約条項に別の規定がある場合を除きます。

用語	定義
売上高等	保険契約時に把握可能な直近の会計年度(*1)の売上高、年間完成工事高その他
	当会社が別途規定する数値をいいます。
	(*1) 1年間とします。
解除	保険契約者または当会社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力
	を失わせることをいいます。
既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から、危険増加もしくは危険の減少が生じた時
	(*1)、この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除された日またはこ
	の保険契約が失効した日までの期間をいいます。
	(*1) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少
	が生じた時をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項の内容に変更を生じさせる事由が発生した結果、この保険契約で定めら
	れた保険料が不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって
	当会社が告知を求めたものをいいます。(*1)
	(*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、従業員等が長期間に
	わたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有
	害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
損害等	普通保険約款等の規定により当会社が支払うべき損害、傷害または疾病等をいい
	ます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約また
	は共済契約をいいます。
中途更新	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、
	保険契約者がこの保険契約を解除した日を保険期間の初日として当会社と保険契
	約を締結することをいいます。
治療	医師(*1)が必要であると認め、医師(*1)が行う治療をいいます。
	(*1) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
	ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含
	みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下にお
	いて治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に
	ある者がいる場合は、その者を含みます。
被保険者	記名被保険者をいいます。ただし、この保険契約に付帯された特約条項において
	被保険者として規定された者がある場合は、その規定された者をいいます。
法定外補償規定	従業員等に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的
	とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

保険金	この保険契約に付帯された特約条項のそれぞれに規定する保険金をいいます。	
保険事故	この保険契約に付帯された特約条項のそれぞれに保険事故として規定する事由を	
	いいます。	
未経過期間	危険増加もしくは危険の減少が生じた時(*1)、この保険契約の条件を変更した	
	日またはこの保険契約が解除された日から、この保険契約の保険期間の末日まで	
	の期間をいいます。	
	(*1) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少	
	が生じた時をいいます。	
無効	この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日にさかのぼって失うことをいいま	
	す。	
労災保険法等	労働者災害補償保険法もしくは船員保険法またはその他日本国の労働災害補償法	
	令をいいます。	

(2) この保险契約に適用される普通保险約款等における注合け、それぞれ次のとおりとします。

(4) こり体験失物に適用される自連体機が放棄にありる仏では、これにはいりとおりとしより。
法令(公布年/法令番号)
災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)
船員保険法(昭和14年法律第73号)
弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)
労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)
労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

第1章 基本条項

第1条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

1	開始時間	保険期間の初日の午後4時(*1)に始まります。 (*1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
2	終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた保険事故による損害等については、 保険金を支払いません。

第2条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を 正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の場合において、事実を告げなかったことまたは事実と異なることを告げたことが、この保険契約が継続(*1) された時または保険期間の中途において、保険金額を増額した時になされたものである場合は、当会社は、その増額した部分のみ解除することができるものとします。
 - (*1) 当会社と締結されていた保険契約の保険期間の終了日(*2) を保険期間の初日とし、この保 険契約を締結することをいいます。
 - (*2) その締結されていた保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
- (4) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*1)

- ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が生じる前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時(*2)から5年を経過した場合
- (*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (*2) この保険契約が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次のいずれかに掲げる時をいいます。
 - 7.この保険契約が継続(*3)されたものであるときは、この保険契約が継続(*3)されてきた 最初の保険契約の締結時
 - イ.7.にかかわらず、この保険契約が継続(*3)された時または保険期間の中途において、保険 金額を増額したものであるときは、その増額した部分については、増額をした時
- (*3) 当会社と締結されていた保険契約の保険期間の終了日(*4) を保険期間の初日とし、この保 険契約を締結することをいいます。
- (*4) その締結されていた保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
- (5) (2) の規定による解除が保険事故が生じた後になされた場合であっても、第10条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

第3条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(*1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - (*1) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある 事項として定めたものに関する事実に限ります。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きま す。
- (2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が保険事故が生じた後になされた場合であっても、第10条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに生じた保険事故に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故については適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲 (*1) を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (*1) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6) の規定による解除が保険事故が生じた後になされた場合であっても、第10条の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第4条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5条(災害の防止および当会社による調査)

- (1) 保険契約者または被保険者は、労働基準法等に定める安全および衛生に関する規定ならびにその 他災害の防止に関する法令を守らなければなりません。
- (2) 当会社は、いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等を調査し、かつ、その不備の改善を保険契約者または被保険者の自己の費用負担によって行うことを請求することができます。

第6条(保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第7条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第8条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合で、その一部を解除することにより保険金額 を減額するときは、次のいずれかの増額をした時が、保険契約者から一部解除の通知を受けた時に 最も近い保険金額から減額するものとします。

7. 継続(*1) された時において保険金額を増額したものである場合

4. 保険期間の中途において保険金額を増額したものである場合

- (*1) 当会社と締結されていた保険契約の保険期間の終了日(*2) を保険期間の初日とし、この保 険契約を締結することをいいます。
- (*2) その締結されていた保険契約が終了目前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。

第9条(重大事由による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保 険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、 詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - 7. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力 (*1) に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると 認められること。
 - り. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、 ①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保 険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - (*1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団 進構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当会社は、被保険者が(1)③7.かられまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。
 - (*1) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、第10条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または (2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が (1) ③7. かられまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③7. かられまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第10条(保険契約解除の効力)

区分

保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第11条(保険料の返還または追加保険料の請求ー告知義務・通知義務等の場合)

(1) 当会社は、第2条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、第3条(通知義務)(1)に規定する変更の事実が生じた場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

返還または追加保険料の算式

① 第2条(1)により告げられた内 次の算式により算出した額を返還または請求します。 容が事実と異なる場合において、保 返還または追加 変更前の 変更後の 険料を変更する必要があるとき。 保険料の額 保険料 保険料 ② 第3条(1) に規定する変更の事 7.変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 は、次の算式により算出した額を請求します。 実が生じた場合において、保険料を 変更する必要があるとき。 未経過期間に = [変更後の - 変更前の] × おける月数(*1) ③ ①および②のほか、保険契約締結 保険料 保険料 の後、保険契約者が書面をもって保 の額 険契約の条件の変更を当会社に通知 し、承認の請求を行い、当会社がこ 1.変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 れを承認する場合において、保険料 は、次の算式により算出した額を返還します。 を変更する必要があるとき。 [返還保険料] _ [変更前の _ 変更後の] の額 保険料 保険料 既経過期間に | 1 - おける月数(*1) (*1) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (*1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1) ①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3) の規定は、第3条(1) に規定する変更の事実が生じた場合における、その変更の事実が生じた時より前に発生した保険事故については適用しません。
- (5) (1) ③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が その支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故に対しては、保険契約条

件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款等に従い、 保険金を支払います。

(6) (1) の規定にかかわらず、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に 適用される特約条項の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更新等の 場合においては、当会社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することが あります。

第12条(保険料の返還ー無効または取消しの場合)

当会社は、第6条(保険契約の無効)または第7条(保険契約の取消し)の規定による保険契約の無効または取消しの場合には、保険料を返還しません。

第13条(保険料の返還-解除の場合)

(1) 保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。

区分	返還保険料の算式
① 第2条(告知義務)(2)、第3条(通	次の算式により算出した額を返還します。
知義務)(2)、同条(6)、第9条(重	未経過期間に
大事由による保険契約の解除)(1)	[返還保険料
または第11条(保険料の返還また	[の額
は追加保険料の請求-告知義務・通	
知義務等の場合)(2)の規定により、	
当会社が保険契約を解除した場合	
② 第8条(保険契約者による保険契	次の算式により算出した額を返還します。
約の解除)の規定により、保険契約	[既経過期間に]
者が保険契約を解除した場合	$\begin{bmatrix} 返還保険料 \\ の額 \end{bmatrix}$ = (保険料) \times $\begin{bmatrix} 1 - \frac{ おける月数(注)}{12} \end{bmatrix}$

(2) (1) の規定にかかわらず、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に 適用される特約条項の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更新等の 場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

第14条(書類の閲覧および暫定保険料の精算)

- (1) 当会社は、保険期間中および保険期間終了後1年間以内であれば、いつでも保険料を算出するために保険契約者または被保険者の書類等を閲覧することができます。
- (2) 保険契約者がこの保険契約の保険料を暫定保険料として払い込んだ場合には、保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類等を当会社に提出しなければなりません。
- (3) 保険契約者がこの保険契約の保険料を暫定保険料として払い込んだ場合で、(1) および (2) の 規定による書類等に基づいて算出された確定保険料と既に領収した暫定保険料との間に過不足がある場合には、当会社は、保険契約者に対してその差額を請求し、または返還します。
- (4) 前条(1) の規定にかかわらず、この保険契約の保険料が暫定保険料として払い込まれた場合において、前条(1) の区分に該当する解除がなされたときは、当会社は、保険契約者に対して(1) および(2) の規定による書類等に基づいて算出された確定保険料と既に領収した暫定保険料との差額を返還または請求します。

第15条(保険料算出の基礎)

- (1) 保険契約者または被保険者が、売上高等について保険契約締結時に事実と異なる金額を申告し、申告した額が実際の額に不足する場合は、当会社は、実際の額に基づく保険料に対する申告した額に基づく保険料の不足する割合をもって、保険金の支払額を削減することができます。
- (2) 直近の会計年度の売上高等を適用することが適当でない特別の事情がある場合は、売上高等を調整することができるものとします。

第16条(事故発生時の義務等)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故または保険事故の原因となる 偶然な事故が発生したことを知った場合は、この保険契約に付帯された特約条項において規定する 事故発生時の義務等を履行しなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の義務等に違反したときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約条項に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約条項に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりませか。
- (3) 当会社は、保険事故の内容、損害または費用の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (3) の規定に違反した場合または (2) もしくは (3) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(*1) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために 必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の 状況、傷害発生または疾病発病の有無、この保険契約に適用される特約条項の規定による補償 対象者(*2)に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由と してこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害または疾病の程度、保険事故と損害、 費用、傷害もしくは疾病との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - (*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (*2) 記名被保険者の業務に従事する者を被保険者とする特約条項においては、その被保険者とします。
- (2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1) からその日を含めて次に掲げる日数(*2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機	180 日
関による捜査・調査結果の照会 (*3)	
② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門	90 日
機関による診断、鑑定等の結果の照会	

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療	120 日
1 0 1 7 7 7 1 1 Million 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	120 H
機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の	60 日
確認のための調査	
⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段が	180 日
ない場合の日本国外における調査	

- (*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け 取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (*1) には、これに より確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
 - (*1) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第19条 (時効)

保険金請求権は、第17条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会 社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その賠償または求償により被保険者が取得した債 権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) に規定する債権の保全および行使ならび にそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために 必要な費用は、当会社の負担とします。

第21条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 22 条 (準拠法)

この保険契約に適用される約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約条項に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約条項の規定によります。

超 「プロテクション (業務災害総合保険) 特約条項

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条 (用語の定義)

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

C 15 15 115	NO XX - 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
用語	定義	
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間	
	のことをいいます。	
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一	
	時払の場合の一時払保険料を含みます。	
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。	
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。	
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含め	
	て1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度	
	以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保	
	険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日	
	までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記	
	載によります。	
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。	

第2節 保険料の払込み

第1条(保険料の払込方法等)

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の保険事故による 損害等に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項(以下「適用約款」と いいます。)に規定する初回保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
 - ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
 - ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

- (3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する 月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、 既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなけれ ばなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支 払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
 - ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
 - ② 保険契約者が、保険事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき 保険料について払込みを怠った場合
- (4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険事故に よる損害等に対して保険金を支払います。
 - ① 保険事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
 - ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確 約を行った場合
 - ③ 当会社が②の確約を承認した場合
- (5)(4)②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠っ

た場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条 (保険料の払込方法-口座振替方式)

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料(追加保険料を含みます。)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座(保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。)に預けておかなければなりません。
 - ① 指定口座が、提携金融機関(当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)に設定されていること。
 - ② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に 該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保 険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを 怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄 の規定を適用します。
- ① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する 月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券 記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定 を適用します。

② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、 保険契約者に故意または重大な過失がなかっ たと当会社が認めたとき。 第1条 (2) ②の「保険証券記載の初回保険料の 払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記 載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月 末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用し ます。この場合において、当会社は保険契約者 に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日 の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日 に請求する保険料をあわせて請求できるものと します。

第3条(保険料の払込方法-クレジットカード払方式)

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(追加保険料を含みます。)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。
 - ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
 - ② 当会社が①の申出を承認する場合
- (2) (1) の場合、次の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(当会社の指定するクレジットカードに限ります。以下同様とします。)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
 - ① 第1条(保険料の払込方法等)(1)および同条(2)
 - ② 第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。
 - ① 当会社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相 当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、

クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。

- ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (4) (3) ①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できる ものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込 んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できない ものとします。
- (5) 当会社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(追加保険料を含みます。)については、当会社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第4条(クレジットカード払方式以外への変更)

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条(保険料の払込方法-クレジットカード払方式)(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条 (第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合 は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた保険事故による損害等に対しては 保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

- (2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1) の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
 - ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
 - ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条(保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
 - ① 初回保険料について、第2節第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに、 その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険 期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
 - ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
 - ③ 保険料の払込方法が分割払(年払を除きます。以下同様とします。)の場合において、保険 証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回 払込期日(保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様と します。)までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
 - ④ 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(同 節第1条(1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにも

かかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(当会社が第4節第1条(1)②の通知を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。)が記載されている場合は、この規定を適用しません。

- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、 その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に 規定する期日または同節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険 契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に 払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。
- (2) (1) ⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した保険事故による損害等に対して、支払った保険金に限ります。)があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)

- (1) 普通保険約款第1章基本条項第8条(保険契約者による保険契約の解除)に定める解除の通知が 行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込ま なければ保険契約を解除することができません。
- (2) 普通保険約款第1章基本条項第8条(保険契約者による保険契約の解除)による保険契約の解除 後に当会社が保険料を請求し、第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1) のいずれかに該当 した場合には、当会社は、普通保険約款第1章基本条項第8条に規定する保険契約者による解除を 取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面 による通知をもって行います。

第3条 (保険契約解除の効力)

普通保険約款第1章基本条項第10条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)または第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

@ 11. 3 Car car 17/11 17	7 6 7 7,07 0 4 4 4 6 7 7 0
① 第1条(1)①の規定による解	保険期間の初日
除の場合	
② 第1条(1)②の規定による解	第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日ま
除の場合	たは保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条(1)③の規定による解	第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末
除の場合	日のいずれか早い日
④ 第1条(1) ④の規定による解	第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3) の追加
除の場合	保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条(1)⑤の規定による解	第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日の
除の場合	いずれか早い日
⑥ 第1条(1)⑥の規定による解	第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込
除の場合	期日
⑦ 第2条(2)の規定による解除	普通保険約款第1章基本条項第8条(保険契約者による保険
の場合	契約の解除)により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3) に規定する方法により取り扱います。

- ① 普通保険約款第1章基本条項第2条(告知義務)(4)③に定める承認をする場合
- ② 普通保険約款第1章基本条項第3条(通知義務)(1)に定める通知を受けた場合
- (2) 当会社は、(1) のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険 契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3) に規定する 方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が 認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。
- (3) (1) および(2) の場合においては、下表の規定により取り扱います。
- ① 保険料払込方法が一時 払の場合

保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当 会社が算出した、未経過期間に対する保険料((1)②の場合は、保険 契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第1章基本条項 第3条(通知義務)(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対 して、算出した保険料をいいます。)を返還し、または追加保険料を 請求します。

② 保険料払込方法が一時 払以外の場合(保険料払 込方法が一時払以外で あっても、第2節第1条 (保険料の払込方法等) (1) に規定するすべての 回数の払込みが終了した 場合で、この規定により 変更すべき保険料がない ときまたは保険期間を延 長し、もしくは短縮する ときは、①に規定する方 法により取り扱います。) 下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料((1)②の 場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第 1章基本条項第3条(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に 対して、算出した保険料をいいます。) に変更します。ただし、契約 内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、① に規定する方法により取り扱います。

7. 保険証券に初回保険料の払込期 当会社が通知を受けた日または承 日の記載がある場合

認した日の属する月の翌月以降の 保険料

日の記載がない場合

イ、保険証券に初回保険料の払込期当会社が通知を受けた日または承 認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3) の追加保険料の払込みを怠った場合((1) ①または②の場合は、当会社が保 険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったとき に限ります。) は、追加保険料領収前に生じた保険事故(当会社が(1)②の通知を受けた場合、ま たは(1) ①もしくは(2) の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当会社が承 認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた保険事故をいいます。ただし、当会社 が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、 追加保険料を領収する前に生じた保険事故をいいます。)による損害等に対しては、次の①または ②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保 険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1) および(3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金 を支払いません((1)①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除) (1) ④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払って いたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② (2) および(3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契 約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6) 次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1に規定する 保険料を返還します。この場合において、普通保険約款第1章基本条項第14条(書類の閲覧およ び暫定保険料の精算)(4)の規定は、適用しません。
 - ① 普通保険約款第1章基本条項第2条(告知義務)(2)
 - ② 普通保険約款第1章基本条項第3条(通知義務)(2)または(6)
 - ③ 普通保険約款第1章基本条項第9条 (重大事由による保険契約の解除)(1) または(2)
 - ④ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)

- ⑤ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)
- (7) 普通保険約款第1章基本条項第8条(保険契約者による保険契約の解除)により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。ただし、初回保険料が暫定保険料として払い込まれた場合は、普通保険約款第1章基本条項第14条(書類の閲覧および暫定保険料の精算)(4)の規定に基づいて保険料を精算します。
- (8) 保険期間を特定の1工事の施工期間に合わせて設定する保険契約で、かつ、保険期間が1年超の場合において、保険契約の失効または(6) ①から⑤までのいずれかの規定により当会社が保険契約を解除したときは、付表1の規定を次のとおり読み替え、保険料を返還します。

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年超	一時払、一時 払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。) (2) 未払込保険料(未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額

(9) 保険期間を特定の1工事の施工期間に合わせて設定する保険契約で、かつ、保険期間が1年超の場合において、普通保険約款第1章基本条項第8条(保険契約者による保険契約の解除)により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、付表2の規定を次のとおり読み替え、保険料を返還します。

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年超	一時払、一時 払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料から既経過期間に対して次の保険契約を差し引いた額(保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。) ① 既経過期間が1年以下の場合は、付表3の「短期料率」をもって算出した保険料 ② 既経過期間が1年超の場合は、次の算式による「長期料率」をもって算出した保険料長期料率=既経過期間/365(保険期間に2月29日を含む場合は、366) (2) 未払込保険料(未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額

(10) 保険期間を特定の1工事の施工期間に合わせて設定する保険契約の場合において、工事が終了 予定日より早く終了し、保険契約者が保険契約を解除する場合は、(7) または (9) の規定にかか わらず、当会社は保険料を返還しません。

第2条(追加保険料の払込み等ー口座振替方式の場合の特則)

- (1) 次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払 込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4) に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
 - ① 第2節第2条 (保険料の払込方法-口座振替方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、 保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が 認めた場合
- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。
 - ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
 - 7. 第3 節第1条(保険料不払による保険契約の解除)
 - イ. 普通保険約款第1章基本条項第10条(保険契約解除の効力) および第3節第3条(保険契約解除の効力)
 - り, 第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)
 - エ. 第4条 (保険料を変更する必要がある場合の保険事故発生時等の取扱い)
- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。)に振り込むことによって行うことができるものとします。
- (5) (4) の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条(追加保険料の払込み等ークレジットカード払方式の場合の特則)

- (1) 次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。
 - ① 第2節第3条(保険料の払込方法-クレジットカード払方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。
 - ① 当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (3) (2) ①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。
 - ① 保険契約者の指定する口座への振込み
 - ② クレジットカード会社経由の返還
- (5) (4) の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条(保険料を変更する必要がある場合の保険事故発生時等の取扱い)

- (1) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その保険事故による損害等に対して保険金を支払います。
 - ① 保険事故の発生の目が、追加保険料払込期日以前であること。
 - ② 保険事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険 料の全額が払い込まれていること。
- (2) (1) の場合において、保険事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1) に規定する「保険事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条(保険料の払込方法等)(4)②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその保険事故による損害等に対して保険金を支払います。
- (3) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した保険事故による損害等に対しては、次の規定に従います。
 - ① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
 - ② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (4) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)ただし書の規定が適用され、かつ、保険事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。
 - ① 普通保険約款第1章基本条項第2条(告知義務)(4)③に規定する訂正の申出が行われた日時
 - ② 普通保険約款第1章基本条項第3条(通知義務)(1)または第1条(2)に規定する通知が行われた日時
 - ③ 保険事故の発生の日時

第5条 (精算保険料に関する特則)

普通保険約款第1章基本条項第14条(書類の閲覧および暫定保険料の精算)(3)もしくは(4)または第1条(保険料の返還、追加または変更)(7)ただし書の規定により当会社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条(2)の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条 (適用約款との関係)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。
 - ① 第1章基本条項第11条(保険料の返還または追加保険料の請求―告知義務・通知義務等の場合)
 - ② 第1章基本条項第13条(保険料の返還―解除の場合)
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表 1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額		
1年	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約のづく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもした保険料を差し引いた額(保険期間中の料率改定の有無らず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するもす。) (2) 未払込保険料(未経過期間に対応する保険料を含みます様とします。)がある場合は、(1) の額からその未払込保険引いた額			
1年未満	一時払、一時 払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額		
1年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。) (2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払込保険料を差し引いた額		
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額		

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

付表2 保障	央矢利有による	解除の場合の返遠保険料
保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2)(1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新(保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3)未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2)(1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(3)未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額

	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
		(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険
		料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した
		保険料を差し引いた額(*1)
1 /F +>#		(2)(1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じ
1年未満	一時払以外	て保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の
		保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日
		割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)
		(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または(2) の額からその未払込
		保険料を差し引いた額
	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの
		保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除され
		た日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じ
		て算出した額(*1)
- t t		(2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払込保険料を差
1 年超		し引いた額
	年払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に
		準じて算出した額
	分割払	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方
		法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15 日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10 か月まで	90%
11 か月まで	95%
1年まで	100%

付表 4 長期保険未経過料率

保険期間 経過年月	2年	3年
1 か月	96%	97%
2 か月	91%	94%
3 か月	87%	91%
4 か月	82%	88%
5か月	78%	85%
6 か月	74%	82%
7か月	69%	79%
8か月	65%	76%
9か月	60%	73%
10 か月	56%	70%
11 か月	51%	67%
1年0か月	47%	64%
2年0か月	0%	32%
3年0か月		0%

- (注1)経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。
- (注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

業務災害補償特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所
	見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診
ETTE ATTRIANTS ASS	療報酬点数表をいいます。
医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または補償対象者
光 ない。ハギエ	以外の医師をいいます。
業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災
	保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。
	7. 補償対象者が職務等(*1)に従事している間および補償対象者が住居と被
	保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復
	する間
	4.7.にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等(*2)である場合におけ
	る職務等(*1)に従事している間とは、役員等(*2)としての職務に従事
	している間(*3)で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。
	(ア) 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中(*4)
	(イ) 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間
	(ウ) 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を
	合理的な経路および方法により往復する間
	(エ) 取引先との契約、会議 (*5) などのために、取引先の施設内にいる間
	および取引先の施設と住居または被保険者の施設との間を合理的な経路
	および方法により往復する間
	(オ) 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発
	生した場合の職務従事中および通勤中
	(*1) 被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。
	(*2) 事業主または役員をいいます。
	(*3) 通勤途上を含みます。
	(*4) 休暇中を除きます。
	(*5) 会食を主な目的とするものを除きます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残され
(X)	た症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは
	身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
五时区原 体 医间皮	7. 健康保険法
	7. 健康休晚法 1. 国民健康保険法
	1. 国际健康体院伝 ウ. 国家公務員共済組合法
	工. 地方公務員等共済組合法
	才. 私立学校教職員共済法
	力. 船員保険法
	キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診
-t- VIV. 1.19	療報酬点数表をいいます。
事業場	保険証券記載の事業場をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の
	額をいいます。

死亡 · 後遺障害補償 補償対象者ごとに、保険証券記載の死亡・後遺障害補償保険金額をいいます。 保険金額 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 手術 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象と して列挙されている診療行為(*1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当 するものを除きます。 7. 創傷処理 4. 皮膚切開術 り. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動 オ. 抜歯手術 ② 先進医療(*2)に該当する診療行為(*3) (*1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療 行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列 挙されている診療行為を含みます。 (*2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められてい る評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先 進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療 所において行われるものに限ります。 (*3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部 位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等 を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局 所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 身体障害 次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 7. 傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 (7) 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 (イ) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収ま たは摂取したときに急激に生ずる中毒症状(*1) イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(*2) り.業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成17年10月7日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死 因統計分類提要 I CD-10 (2003年版) 準拠 に記載された分類項 目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 (7) 熱および光線の作用 (基本分類コード: T67) (イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード: T70) (ウ) 低酸素環境への閉じ込め (基本分類コード: W81) (エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード: W94) 工,外来性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、7.からかまで に該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。た だし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄 積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(*3)また はかぜ症候群は除きます。 ① 偶然かつ外来によるもの

③ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの

② 労働環境に起因するもの

	1. 業務上疾病
	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、7.からエ.まで
	に該当しないもので、かつ、保険金の種類ごとに、これを原因として労災
	保険法等によって給付が決定されたものをいいます。
	(*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	(*2) 業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。
5.4484 5 4 ht	(*3) ストレス性胃炎等をいいます。
身体障害を被った時	7. 傷害については、その原因となった事故発生の時
	イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった
	食品を摂取した時
	り.業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病
	の時
	ェ.外来性疾病については、医師の診断による発症または発病の時
	オ. 業務上疾病については、労災保険法等によって給付が決定された場合にお
	いて、労災保険法等により特定された発症または発病の時
身体障害を被った日	7. 傷害については、その原因となった事故発生の日
	4. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、それらの原因となった
	食品を摂取した日
	p. 業務に起因して生じた症状については、医師の診断による発症または発病
	の目
	エ.外来性疾病については、医師の診断による発症または発病の日
	オ. 業務上疾病については、労災保険法等によって給付が決定された場合にお
	いて、労災保険法等により特定された発症または発病の日
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院補償保険金日額	補償対象者ごとに、保険証券記載の通院補償保険金日額をいいます。
入院補償保険金日額	補償対象者ごとに、保険証券記載の入院補償保険金日額をいいます。
保険金	死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金ま
	たは通院補償保険金をいいます。
保険事故	7. 補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故
	4. 補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒であ
	る場合は、それらの原因となった食品の摂取
	り. 補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、
	その症状の発症または発病
	エ. 補償対象者が被った身体障害が外来性疾病である場合は、その発症または
	発病
	オ. 補償対象者が被った身体障害が、業務上疾病である場合は、その発症また
	は発病
補償金	被保険者が補償対象者またはその遺族へ支給するものとして定める金銭をい
	い、名称は問いません。
補償対象者	被保険者の行う業務(*1)に従事する者のうち、保険証券記載の者をいいま
114 BK 7.4 SA H	す。
	(*1) 保険証券記載の対象事業・事業場に関する業務に限ります。

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に被った身体障害について、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険金の種類ごとに保険証券に記載された金額またはこの特約条項によって定められた金額を、この特約条項および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。
- (2) 1回の保険事故について、補償対象者1名に対し当会社が支払うべき死亡補償保険金および後遺障害補償保険金の額は、第6条(死亡補償保険金の支払)および第7条(後遺障害補償保険金の支払)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害補償保険金額を限度とします。

第2条(保険金を支払う場合―業務上疾病に関する補則)

補償対象者が自殺行為によって身体障害を被り、労災保険法等によって給付が決定された場合で、 その自殺行為の原因が、保険金の支払の対象となる業務上疾病であるときは、その業務上疾病と自 殺行為を同一の原因から発生した身体障害とみなし、1回の保険事故とします。

第3条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。
- (2) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合においては、当会社は、補償対象者または その遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症もしくは発 病の日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年以内になされた場合に限り、その身 体障害について保険金を支払います。

第4条(保険適用地域と支払責任の関係)

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

- ① 被保険者が日本国内において行う事業に従事する補償対象者が、日本国内または国外において身体障害を被った場合
- ② 被保険者が日本国外において行う事業に派遣された補償対象者が、日本国内または国外において身体障害を被った場合

第5条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害(*1)については、 保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者(*2)の故意または重大な過失
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動(*3)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(*4)またはこれによって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはその作用
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた 事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - (*1) これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。
 - (*2) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (*3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (*4) 使用済燃料を含みます。
 - (*5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については保険金を支払いません。
 - ① 風土病による身体障害
 - ② 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくは じん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病
 - ③ 補償対象者の故意または重大な過失によって、その補償対象者本人が被った身体障害
 - ④ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害
 - ⑥ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害
 - 7. 法令に定められた運転資格(*1)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがあ

る状態で自動車等を運転している間

- ⑦ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、業務に起因して生じた症状、外来性疾病または業務上疾病に該当する場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害
- ⑨ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑩ 頸部症候群(*2)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (*1) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (*2) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害については、保険金を支払いません。
 - ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
 - ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する①と同種の有害な特性

第6条(死亡補償保険金の支払)

当会社は、補償対象者が第1条(保険金を支払う場合)の身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合(*1)は、死亡・後遺障害補償保険金額の全額を死亡補償保険金として被保険者に支払います(*2)。

- (*1) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、「身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合」とあるのは、「死亡した場合」とします。
- (*2) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、死亡補償保険金を支払うのは、補償対象者の遺族による被保険者に対する補償金の請求が第3条(保険期間と支払責任の関係)(2) に規定する期間内になされたときに限ります。

第7条 (後遺障害補償保険金の支払)

(1) 当会社は、補償対象者が第1条(保険金を支払う場合)の身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合(*1)は、次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います(*2)。

死亡・後遺障害 補償保険金額 × 別表1に掲げる各等級の後遺障害 に対する保険金支払割合(*3) 後遺障害補償保険金の額

- (*1) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、「身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合」とあるのは、「後遺障害が生じた場合」とします。
- (*2) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、後遺障害補償保険金を支払うのは、 補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が第3条(保険期間と支払責任 の関係)(2)に規定する期間内になされたときに限ります。
- (*3) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、別表1に掲げる後遺障害の等級については、労災保険法等による決定に従うものとします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、補償対象者が身体障害(*1)を被った日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、身体障害(*1)を被った日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) の規定に従って算出した額を後遺障害補償保険金として支払います。
 - (*1) 業務上疾病を除きます。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の原因により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、死亡・後遺障害補償保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該

当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、 重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある補償対象者が第1条の身体障害を被ったことによって、同一部位について後 遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害補償保険金額に次の割合を乗じた額を後遺障害補 償保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の 後遺障害に該当する等級 に対する保険金支払割合 既にあった後遺障害に該 当する等級に対する保険 金支払割合

適用する割合

第8条 (入院補償保険金の支払)

(1) 当会社は、補償対象者が第1条(保険金を支払う場合)の身体障害を被り、その直接の結果として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院補償保険金として被保険者に支払います。

入院補償保険金 日額 × 入院した日数 (*1)

- 入院補償保険金 の額

- (*1) 180 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、身体障害を被った日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院(*2)に対しては、入院補償保険金を支払いません。
- (*2) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、「身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院」とあるのは、

「次の①または②の入院

- ① 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として入院(*3)を開始した日からその日を含めて180日を経過した後の入院
 - (*3) 身体障害により複数回入院した場合は、初回の入院をいいます。
- ② 労災保険法等により特定された発症または発病の日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後の入院」

とします。

- (2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*1)であるときには、その処置日数を含みます。
 - (*1) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) 補償対象者が入院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院補償保険金の支払を受けられる身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院補償保険金を支払いません。

第9条 (手術補償保険金の支払)

当会社は、補償対象者が身体障害を被った日からその日を含めて180日以内(*1)に病院または診療所において、第1条(保険金を支払う場合)の身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術補償保険金として被保険者に支払います(*2)。ただし、同一の原因に基づく身体障害について、同一の補償対象者に対し1回の手術に限ります(*3)。

① 入院中(*4)に受けた手術の場合

入院補償保険金 日額 × 10 = 手術補償保険金 の額

② ①以外の手術の場合

 入院補償保険金
 ×
 5
 =
 手術補償保険金の額

- (*1) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、「身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内」とあるのは、「入院補償保険金または通院補償保険金が支払われる期間内」とします。
- (*2) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、手術補償保険金を支払うのは、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が第3条(保険期間と支払責任の関係)(2)に規定する期間内になされたときに限ります。
- (*3) 同一の原因に基づく身体障害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
- (*4) 第1条の身体障害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第10条 (通院補償保険金の支払)

(1) 当会社は、補償対象者が第1条(保険金を支払う場合)の身体障害を被り、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院補償保険金として被保険者に支払います。

通院補償保険金 日額 × 通院した日数 = 通院補償保険金 の額

- (*1) 90 日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、身体障害を被った日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院(*2)に対しては、通院補償保険金を支払いません。
- (*2) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、「身体障害を被った日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院」とあるのは、
- 「次の①または②の通院
 - ① 次のいずれか早い目からその日を含めて180日を経過した後の通院
 - 7. 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として入院(*3)を開始した日
 - 4. 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として通院(*4)を開始した日
 - (*3) 身体障害により複数回入院した場合は、初回の入院をいいます。
 - (*4) 身体障害により複数回通院した場合は、初回の通院をいいます。
 - ② 労災保険法等により特定された発症または発病の日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後の通院」
- とします。
- (2) 補償対象者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の身体障害を被った別表2に 掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等(*1)を常時装着したときは、その日数に ついて、(1)の通院をしたものとみなします。
 - (*1) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。
- (3) 当会社は、(1) および(2) の規定にかかわらず、第8条(入院補償保険金の支払)の入院補償保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院補償保険金を支払いません。
- (4) 補償対象者が通院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院補償保険金の支払を受けられる身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院補償保険金を支払いません。

第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、支払責任額(*1)の合計額が補償対象者またはその遺族に 支払われる補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額(*1)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 補償対象者またはその遺族に支払われる補償金の額から、他の保険契約等から支払われた保

険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第12条(死亡の推定)

補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者が急激かつ偶然な外来の事故による傷害によって死亡したものと推定します。

第13条(他の身体の障害の影響)

- (1) 補償対象者が第1条(保険金を支払う場合)の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害 もしくは疾病の影響により、または同条の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害 もしくは疾病の影響により同条の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかった ときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第1条の身体障害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。
- (3) (1) および (2) の規定は、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病であって、労災保険法等によって給付が決定された場合には、適用しません。

第14条(事故発生時の義務等)

- (1) 補償対象者が第1条(保険金を支払う場合)の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 補償対象者が第1条の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく他の保険契約等の有無および内容(*1)を当会社に通知しなければなりません。
 - (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (3) 補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第15条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うものとして定める補償金について被保険者の支払が確定した時(*1)から発生し、これを行使することができるものとします。
 - (*1) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、労災保険法等による給付が決定された時とします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第16条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第14条(事故発生時の義務等)の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案(*1) のために要した費用(*2) は、当会社が負担します。
 - (*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - (*2) 収入の喪失を含みません。

第17条(補償対象者への支払義務)

- (1) 被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)により受領した保険金の全額を、補償対象者または その潰族に支払わなければなりません。
- (2) (1) の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者またはその 遺族に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第18条(補償対象者への支払を証する書類)

- (1) 被保険者は、保険金の請求時に次のいずれかの書類を当会社に提出しなければなりません。
 - ① 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
 - ② 補償対象者またはその遺族が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類
 - ③ 被保険者が補償対象者またはその遺族に金銭を支払ったことが確認できる書類
- (2) やむをえない事情があり (1) の書類を提出できない場合、被保険者は、保険金の請求時に (1) の書類に代えて別表3記載の「保険金受領についての確認書」を当会社に提出することができます。この場合、被保険者は、当会社がこの特約条項の規定に基づき保険金を支払うときに、次に掲げる書類のいずれかを、保険金を受領した日からその日を含めて30日を経過する日または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。
 - ① 補償対象者またはその遺族が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類
 - ② 被保険者が補償対象者またはその遺族に金銭を支払ったことが確認できる書類
- (3) (1) ①から③までの書類、「保険金受領についての確認書」、(2) ①または②の書類に故意に事実 と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造しもしくは変造した場合、 または (1) もしくは (2) の義務に違反した場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返 還しなければなりません。

第19条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を適用します。

別表 1 後遺障害等級表

7/1/12/1 12/	(这件日寸版公	
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの	100%
	(2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とする	
	5 0	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの	
	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6) 両上肢の用を全廃したもの	
	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(8) 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるも	89%
	のとします。以下同様とします。)が 0.02以下になったもの	
	(2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とする	
	₺ の	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの	
	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	

第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの	78%
	(2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服すること	
	ができないもの	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができな	
	いもの	
	(5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間	
	関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下	
	同様とします。)	
第4級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの	69%
	(2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	
	(3) 両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指	
	の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節	
	(母指にあっては指節間関節) に著しい運動障害を残すものをいいます。	
	以下同様とします。)	
	(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの	59%
7,7 0 1/2	(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の	0070
	労務に服することができないもの	
	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服	
	することができないもの	
	(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの	
	(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの	
	(6) 1 上肢の用を全廃したもの	
	(7) 1 下肢の用を全廃したもの	
	(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失っ	
	たものをいいます。以下同様とします。)	
第6級	(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの	50%
717 0 /150	(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの	00 /0
	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になっ	
	たもの	
	(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声	
	を解することができない程度になったもの	
	(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	(6) 1 上版の 3 入関即中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの	
	(7) 1 下版の 3 人関即中の 2 関即の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	
	(0) 1ナツ0の于怕よには甘怕を古み4の手怕を失つにもの	

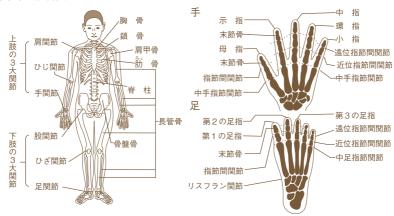
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの	42%
	(2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない	
	程度になったもの	
	(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を	
	解することができない程度になったもの	
	(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服す	
	ることができないもの	
	(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することが	
	できないもの	
	(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの	
	(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの	
	(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第	
	1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失っ	
	たものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあって	
	は指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様としま	
	す。)	
	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの	
	(13) 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	(1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの	34%
	(2) 脊柱に運動障害を残すもの	
	(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの	
	(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの	
	(5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(8) 1上肢に偽関節を残すもの	
	(9) 1 下肢に偽関節を残すもの	
	(10) 1 足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの	26%
7,7 0 112	(2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの	20 /0
	(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	
	(7) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程	
	度になったもの	
	(8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、	
	他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程	
	度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの	
	(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が	
	(10) 神経糸続の機能または精神に障害を残し、脈することができる力務が 相当な程度に制限されるもの	
	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるよの	
	度に制限されるもの	
	(12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (12) 1 チの母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの	
	(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したも	
	の (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
1	(14) 1 足の免1の足相を音が 4 以上の足相を大つたもの	

	(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの	20%
	(2) 正面視で複視を残すもの	
	(3) 虹しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	
	(4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である	
	程度になったもの	
	(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になっ	
	たもの	
	(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの	
	(8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの	
	(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの	
	(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
	(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの	15%
	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度に	
	なったもの	
	(6) 1耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない	
	程度になったもの	
	(7) 脊柱に変形を残すもの	
	(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの	
	(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があ	
	るもの	
第 12 級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの	10%
	(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	(8) 長管骨に変形を残すもの	
	(9) 1手の小指を失ったもの	
	(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの	
	(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失った	
	ものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの	
	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの	
	(14) 外貌に醜状を残すもの	

(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの	7 %
(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
(3) 正面視以外で複視を残すもの	
(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの	
(5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
(7) 1手の小指の用を廃したもの	
(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの	
(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの	
(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用	
を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの	4 %
(2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
(3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度に	
なったもの	
(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなっ	
たもの	
(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの	
(9) 局部に神経症状を残すもの	
	(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの (8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1 下肢を1 cm 以上短縮したもの (10) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1 耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

- 1. 長管骨または脊柱
- 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(*1)を装着した場合に限ります。
- 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等 (*1) を装着した場合に限ります。 (*1) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの

をいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固 定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「筋骨・胸骨」については、別表1・注2の図に示すところによります。

別表3 保険金請求書類

別表3 保険金請求書類 保険金種類		後遺			
提出書類	死亡	障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	0	0	0	0	0
2. 保険証券	0	0	0	0	0
3. 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類	0	0	0	0	0
4. 当会社の定める身体障害状況報告書	0	0	0	0	0
5.業務に従事中に被った身体障害である ことを確認できる書類	0	0	0	0	0
6. 公の機関(やむを得ない場合には、第 三者)の事故証明書	0	0	0	0	0
7. 死亡診断書または死体検案書	0				
8. 後遺障害もしくは身体障害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書		0	0	0	0
9. 入院日数または通院日数を記載した病			0	0	0
院または診療所の証明書類					
10. 被保険者の印鑑証明書	0	0	0	0	0
11. 補償対象者の戸籍謄本	0				
12. 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書	0	0	0	0	0
13. 委任を証する書類および委任を受けた 者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者 に委任する場合)	0	0	0	0	0
14. 労災保険法等の給付請求書(写)(労 災保険法等によって給付が決定されるこ とが保険金支払要件である場合)	0	0	0	0	0
15. 労災保険法等の支給決定通知書(写) (労災保険法等によって給付が決定され ることが保険金支払要件である場合)	0	0	0	0	0
16. 補償対象者が家族従事者の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていることが確認できる書類	0	0	0	0	0
17. 補償対象者またはその遺族が保険金の 請求内容について了知していることが確 認できる書類	0	0	0	0	0
18. 保険金受領についての確認書	0	0	0	0	0
19. 被保険者が費用を負担することまたは 支払ったことおよびその金額を証明する 書類	0	0	0	0	0
20. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第18条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	0	0	0	0	0

追加特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
承継人	次のいずれかの者をいいます。	
	7. 被承継人の相続人	
	1.被承継人の権利義務を承継する吸収合併存続会社または新設合併設立会社	
被承継人	次のいずれかの者をいいます。	
	7. 死亡した記名被保険者	
	4. 吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となった記名被保険者	

第1条 (規定の適用除外)

当会社は、この特約条項により、普通保険約款の次の規定を適用しません。

- ① 普通保険約款第1章基本条項第2条(告知義務)(3)および(4)(*2)から(*4)まで
- ② 普通保険約款第1章基本条項第8条(保険契約者による保険契約の解除)ただし書

第2条(相続・合併時の特則)

- (1) 保険契約締結の後、記名被保険者が死亡した場合、または記名被保険者が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となった場合において当会社が保険金を支払う損害は、死亡または合併の直前まで被承継人が行い、かつ、承継人が引き続き行う業務に従事中に補償対象者が被った身体障害についての損害に限ります。
- (2) (1) の場合において、相続または合併があった時以降の期間について、次の規定を下表のとおり読み替えます。

規定	読替前	読替後
業務災害補償特約条項	被保険者の行う業務(*1)に従事す	死亡または合併の直前まで被承継人
<用語の定義>「補償	る者	が行い、かつ、承継人が引き続き行
対象者」		う業務 (*1) に従事する者
保険証券記載の「従業	記名被保険者に使用される者で賃金	死亡または合併の直前まで被承継人
員」	を支払われる者をいいます。	に使用され、かつ、承継人にも引き
		続き使用され、それぞれから賃金が
		支払われる者をいいます。
保険証券記載の「下請	記名被保険者の下請負人(数次の請	被承継人の下請負人(数次の請負に
負人」	負による場合は下請負人のすべてを	よる場合は下請負人のすべてをいい
	いいます。)およびその直接の使用	ます。) およびその直接の使用関係
	関係にある者のうち、記名被保険者	にある者のうち、死亡または合併の
	の業務(建設事業、貨物自動車運送	直前まで被承継人が行い、かつ、承
	事業(業種 7203)の業務に限りま	継人が引き続き行う業務(建設事業、
	す。)に従事中の者(構内下請負人	貨物自動車運送事業(業種7203)
	に該当する者を含みます。) をいい	の業務に限ります。) に従事中の者
	ます。	(構内下請負人に該当する者を含み
		ます。)をいいます。

保険証券記載の「構内	専ら、記名被保険者が業務のために	次のいずれかの場所において、被承
下請負人」	所有もしくは使用する施設(事務所、	継人の死亡または合併の直前まで被
	営業所、工場等)内または記名被保	承継人との契約(数次の契約を含み
	険者が直接業務を行う現場内におい	ます。)に基づき、被承継人が行う
	て、記名被保険者との契約(数次の	業務に従事し、かつ、引き続き承継
	契約を含みます。)に基づき、記名	人との契約(数次の契約を含みま
	被保険者の業務に従事する者をいい	す。) に基づき、承継人が引き続き
	ます。	行う業務に従事する者をいいます。
		① 専ら、死亡または合併の直前ま
		で被承継人が業務のために所有ま
		たは使用し、かつ、承継人が引き
		続き所有または使用する施設(事
		務所、営業所、工場等) 内
		② 死亡または合併の直前まで被承
		継人が直接業務を行い、かつ、承
		継人が引き続き直接業務を行う現
		場内
保険証券記載の「派遣	労働者派遣事業を行う者から派遣さ	労働者派遣事業を行う者から派遣さ
労働者」	れ、記名被保険者の指揮または命令	れ、被承継人の死亡または合併の直
	を受けて、記名被保険者の業務に従	前まで被承継人の指揮または命令を
	事中の派遣労働者をいいます。	受けて、被承継人が行う業務に従事
		し、かつ、引き続き承継人の指揮ま
		たは命令を受けて、承継人が引き続
		き行う業務に従事中の派遣労働者を
		いいます。

第3条 (戦争危険等免責の一部修正)

- (1) 当会社は、業務災害補償特約条項第5条(保険金を支払わない場合)(1)②の規定を次のとおり 読み替えて適用します。
 - 「② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動 (*3)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為(政治的、社会的、宗 教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するもの がその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。)を除きます。」
- (2) 当会社は、業務災害補償特約条項第5条(1)②以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に、業務災害補償特約条項第5条(1)②と同じ規定がある場合は、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。
- (3) 当会社は、(1) により読み替えた業務災害補償特約条項第5条(1) ②または(2) により読み替えた規定のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1) を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、(1) および(2) の規定は適用しません。
 - (*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (4) (3) の規定により当会社が(1) および(2) の規定を適用しない場合は、将来に向かってのみ(1) および(2) の読み替えはなかったものとします。

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

役員・事業主等フルタイム補償特約条項

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、業務災害補償特約条項第1条(保険金を支払う場合)の補償対象者が記名被保険者の役員、事業主または家族従事者である場合は、この特約条項により、同条(1)を次のとおり読み替えます。

「第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、補償対象者が被った身体障害について、被保険者が補償対象者またはその遺族に 支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険金の種類ごとに保険証券に 記載された金額またはこの特約条項によって定められた金額を、この特約条項および普通保険 約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。
- (2) (1) の家族従事者とは、労働基準法に規定する労働者以外の者で、かつ、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいいます。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

重度後遺障害介護一時金補償特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
後遺障害割合	保険証券記載の死亡・後遺障害補償保険金額に対する、業務災害補償特約 項第7条(後遺障害補償保険金の支払)の規定により算出した後遺障害補 保険金の額の割合をいいます。	
重度後遺障害介護一 時金額	補償対象者ごとに、保険証券記載の重度後遺障害介護一時金額をいいます。	

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、業務災害補償特約条項第7条(後遺障害補償保険金の支払)の後遺障害補償保険金を被保険者に支払う場合において、後遺障害割合が業務災害補償特約条項別表1の第3級に掲げる保険金支払割合以上であるときは、被保険者が補償対象者に対して支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、この特約条項によって定められた金額を、この特約条項、業務災害補償特約条項および普通保険約款の規定に従い、重度後遺障害介護一時金保険金として被保険者に支払います。
- (2) (1) の重度後遺障害介護一時金保険金の支払は、保険期間を通じ、補償対象者1名につき1回に限ります。

第2条 (重度後遺障害介護一時金保険金の支払)

当会社は、次の算式によって算出した額を重度後遺障害介護一時金保険金として被保険者に支払います。

重度後遺障害 介護一時金額

× 後遺障害割合

重度後遺障害介護 一時金保険金の額

第3条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が補償対象者に支払うものとして定める補償金について被保険者の支払が確定した時(*1) から発生し、これを行使することができるものとします。
 - (*1) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、労災保険法等による給付が決定された時とします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、業務災害補償特約条項別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

休業補償特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義		
休業補償保険金日額	補償対象者ごとに、保険証券記載の休業補償保険金日額をいいます。		
就業不能	補償対象者が第1条(保険金を支払う場合)の身体障害を被った時に就いて		
	いた業務または職務を果たす能力を、次のいずれかの事由によりまったく		
	失っている状態(*1)をいいます。なお、補償対象者が死亡した後または身		
	体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても、この保険契約においては、		
	就業不能とはいいません。		
	7. その身体障害の治療のため、入院していること。		
	4.7.以外で、その身体障害について、医師の治療を受けていること。		
	(*1) 補償対象者が身体障害を被った時に就いていた業務の一部または就		
	いていた業務とは異なる業務に従事した場合を除きます。		
てん補期間	当会社が休業補償保険金を支払う限度日数で、免責期間終了日の翌日から起		
	算して保険証券記載の期間をいいます。		
免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である3日間をいい、		
	この期間に対しては休業補償保険金を支払いません。		

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、補償対象者が業務災害補償特約条項において保険金の支払対象となる身体障害を被り、その直接の結果として身体障害を被った日(*1)からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、この特約条項によって定められた金額を、この特約条項、業務災害補償特約条項および普通保険約款の規定に従い、休業補償保険金として被保険者に支払います。

- (*1) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、「身体障害を被った日」とあるのは、 「次のいずれか早い日
 - 7. 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として入院(*2)を開始した日
 - イ.補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として通院(*3)を開始した日
 - (*2) 身体障害により複数回入院した場合は、初回の入院をいいます。
 - (*3) 身体障害により複数回通院した場合は、初回の通院をいいます。」とします。

第2条(保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、休業補償保険金を 支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生 の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。
- (2) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合において、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症もしくは発病の日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後になされたときは、当会社は、その身体障害については、休業補償保険金を支払いません。

第3条 (休業補償保険金の支払)

(1) 当会社は、免責期間を超えた就業不能期間に対し、次の算式によって算出した額を、休業補償保 険金として被保険者に支払います。

就業不能期間(*1) 休業補償保険金日額 休業補償保険金の額 の日数

(*1) てん補期間中に限ります。

(2) 補償対象者が休業補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに休業補償保険金の支払を受けら れる身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては休業補償保険金を支払いません。こ の場合において、後の身体障害についてはその身体障害を被った日に就業不能となったものとみな し、新たに免責期間およびてん補期間を適用します。

第4条 (就業不能の取扱い)

- (1) 免責期間を超える就業不能が終了した後、補償対象者が、その就業不能の原因となった身体障害 によって再び就業不能となった場合は、当会社は、再発した就業不能に対しても休業補償保険金を 支払います。ただし、再発した就業不能に対しては、新たに免責期間およびてん補期間を適用しま せん。
- (2) (1) の規定にかかわらず、免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を 経過した日の翌日以降に、補償対象者が、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業 不能となった場合は、当会社は、再発した就業不能に対しては休業補償保険金を支払いません。

第5条 (休業補償保険金の内払)

就業不能が30日以上継続する場合は、当会社は、被保険者の申し出に基づいて、休業補償保険 金の内払を行うことができます。

第6条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が補償対象者に支払うものとして定める補償金につい て被保険者の支払が確定した時(*1)から発生し、これを行使することができるものとします。
 - (*1) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、労災保険法等による給付が決定さ れた時とします。
- (2) 前条の規定に基づき休業補償保険金の内払を行う場合は、(1) の規定にかかわらず、当会社に対 する保険金請求権は、就業不能期間が30日に達した時ごと、または医師の診断があった時に発生し、 これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が休業補償保険金の支払を請求する場合は、次の書類を提出しなければなりません。
 - ① 身体障害の内容および就業不能を証明する医師の診断書
 - ② 別表に掲げる書類のうち当会社が求めるもの
- (4) 就業不能期間の日数が30日を超えた場合において、被保険者が休業補償保険金の支払を請求す るときは、(3) の規定に加えて、労災保険法等によって給付が決定されたことを証明する書類を当 会社に提出しなければなりません。ただし、当会社が不要とする場合は、この規定を適用しません。

第7条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およ び業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表 保険金請求書類

	提出書類
1.	保険金請求書
2.	保険証券

- 3. 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
- 4. 当会社の定める身体障害および就業不能状況報告書
- 5. 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
- 6. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書

- 7. 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- 8. 被保険者の印鑑証明書
- 9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 10. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- 11. 補償対象者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
- 12. 補償対象者が家族従事者の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていること が確認できる書類
- 13. 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
- 14. 保険金受領についての確認書
- 15. 被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類
- 16. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第18条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

針刺し事故等による感染症危険補償特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
観察期間	保険事故が発生した日からその日を含めて1年以内をいいます。	
血液曝露事故	次の事由をいいます。 7. 血液付着した鋭利な医療器具(注射針、メス等)によって、その血液が補償対象者の体内に曝露すること。 1. 血液の飛沫が補償対象者の眼球等の粘膜に曝露すること。	
支払事由	次のいずれかの事由をいいます。 ① HBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けること。 ② HCVに感染すること。 ③ HIVに感染すること。	
直後検査	保険事故が発生した日からその日を含めて3日以内(*1)に採取した血液について行うHBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。 (*1)3日目の午後12時までをいいます。	
保険金額	補償対象者ごとに、保険証券記載の針刺し事故等による感染症危険補償保険金額をいいます。	
保険事故	被保険者の業務 (*1) に従事中に補償対象者に生じた偶然な血液曝露事故をいいます。 (*1) 医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に限ります。	
補償対象者	業務災害補償特約条項における補償対象者のうち、医療、看護、衛生、医療 廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事する者をいいます。	
HBV	B型肝炎ウイルスをいいます。	
HCV	C型肝炎ウイルスをいいます。	
HIV	ヒト免疫不全ウイルスをいいます。	

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、補償対象者が保険事故を直接の原因として支払事由に該当した場合に、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、この特約条項によって定められた金額をこの特約条項、業務災害補償特約条項および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。

第2条 (保険期間と支払責任の関係)

当会社は、次のすべての条件を満たす場合に限り、保険金を支払います。

- ① 保険事故が保険期間中に生じること。
- ② ①の保険事故に起因して観察期間中に補償対象者が支払事由に該当することを医師が診断したこと。

第3条(保険金を支払わない場合―その1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた保険事故による支払事由に対しては、保 険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(*1)または補償対象者の故意または重大な過失
- ② 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 補償対象者の法令違反
- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合―その2)

- (1) 補償対象者が直後検査を受けなかった場合は、当会社は、理由がいかなるときでも保険金を支払いません。
- (2) それぞれの保険事故について、直後検査の結果、その時点で補償対象者がHBV、HCVまたは HIVに感染していることが判明した場合は、当会社は、その保険事故(感染しているウイルスと 同種類であった場合に限ります。)に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (保険金の支払)

当会社は、補償対象者が支払事由に該当した場合は、ウイルスの種類に応じ保険金額に次の支払割合を乗じた額を保険金として被保険者に支払います。

ウイルスの種類	支払割合
HBV	3 %
HCV	30%
HIV	100%

第6条(事故等の通知)

- (1) 補償対象者に保険事故が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく保険事故発生の状況を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 補償対象者が支払事由に該当した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく感染または発病の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) もしくは(2) の規定に違反した場合またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が補償対象者に支払うものとして定める補償金について被保険者の支払が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、保険事故の内容または感染もしくは発病の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 - ② (3) の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ (3) の書類または証拠を偽造しもしくは変造した場合

第8条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 支払事由に該当した者が補償対象者であることを確認できる書類
- 4. 当会社の定める事故状況報告書
- 5. 保険事故が業務に従事中に被ったものであることを確認できる書類
- 6. 直後検査の結果を証する書類
- 7. 観察期間中に補償対象者が支払事由に該当したことを証明する医師の診断書
- 8. 医療機関等(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書
- 9. 被保険者の印鑑証明書
- 10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 11. 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同 意書
- 12. 補償対象者が家族従事者の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていること が確認できる書類
- 13. 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
- 14. 保険金受領についての確認書
- 15. 被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類
- 16. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第18条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

退職時一時金補償特約条項

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、補償対象者のうち記名被保険者の従業員について、次のいずれかの条件を満たし、かつ、その身体障害の直接の結果として記名被保険者の従業員が退職した場合(*1)は、被保険者が補償対象者のうち記名被保険者の従業員に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、この特約条項によって定められた金額を退職時一時金保険金として被保険者に支払います。

- ① 記名被保険者の従業員が身体障害を被り、当会社が業務災害補償特約条項において後遺障害補償保険金を支払うこと。ただし、死亡・後遺障害補償保険金額に業務災害補償特約条項別表1の第7級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の後遺障害補償保険金を支払う場合に限ります。
- ② 記名被保険者の従業員が業務上疾病を被り、当会社が業務災害補償特約条項において保険金を支払うこと。
- (*1) 記名被保険者の従業員が死亡し、退職した場合を除きます。

第2条(保険金を支払わない場合)

身体障害を被った時から退職までの期間が180日を超える場合(*1)(*2)は、当会社は、保険金を支払いません。

- (*1) 補償対象者のうち記名被保険者の従業員が被った身体障害が業務上疾病であり、その直接の結果として業務災害補償特約条項に規定する入院補償保険金が支払われるべき入院が退職までに生じたときは、補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として入院(*3) を開始した日から退職までの期間が180日を超える場合をいいます。
- (*2) 補償対象者のうち記名被保険者の従業員が被った身体障害が業務上疾病であり、その直接の結果として業務災害補償特約条項に規定する通院補償保険金が支払われるべき通院が退職までに生じたときは、補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として通院(*4)を開始した日から退職までの期間が180日を超える場合をいいます。ただし、(*1)に規定する入院が退職までに生じたときは、この規定を適用しません。
- (*3) 身体障害により複数回入院した場合は、初回の入院をいいます。
- (*4) 身体障害により複数回通院した場合は、初回の通院をいいます。

第3条(退職時一時金保険金の支払)

当会社が、被保険者に支払う退職時一時金保険金は、補償対象者1名につき100万円とします。

第4条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が補償対象者のうち記名被保険者の従業員に支払うものとして定める補償金について被保険者の支払が確定した時(*1)から発生し、これを行使することができるものとします。
 - (*1) 補償対象者のうち記名被保険者の従業員が被った身体障害が業務上疾病である場合は、労災 保険法等による給付が決定された時とします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、補償対象者のうち記名被保険者の従業員が退職したことを証明する書類のほか、業務災害補償特約条項別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第5条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

入院·手術補償保険金支払日数延長特約条項(365 日用)

第1条(読替規定)

(1) この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。ただし、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、この規定を適用しません。

業務災害補償特約条項の規定	読替前	読替後
第8条(入院補償保険金の支払)	その直接の結果として入院した	その直接の結果として身体障害
(1)	場合は、	を被った日からその日を含めて
		180 日以内に入院を開始した場
		合は、

(2) この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。

業務災害補償特約条項の規定	読替前	読替後
第8条(1)(*1)、(*2)および	180 日	365 日
第9条(手術補償保険金の支払)		

第2条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

入院・手術補償保険金支払日数延長特約条項(730日用)

第1条 (読替規定)

(1) この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。ただし、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、この規定を適用しません。

業務災害補償特約条項の規定	読替前	読替後
第8条(入院補償保険金の支払)	その直接の結果として入院した	その直接の結果として身体障害
(1)	場合は、	を被った日からその日を含めて
		180 日以内に入院を開始した場
		合は、

(2) この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。

業務災害補償特約条項の規定	読替前	読替後
第8条(1)(*1)、(*2)および	180 日	730 日
第9条(手術補償保険金の支払)		

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

入院•手術補償保険金支払日数延長特約条項(1,000 日用)

第1条 (読替規定)

(1) この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。ただし、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である場合は、この規定を適用しません。

業務災害補償特約条項の規定	読替前	読替後
第8条(入院補償保険金の支払)	その直接の結果として入院した	その直接の結果として身体障害
(1)	場合は、	を被った日からその日を含めて
		180 日以内に入院を開始した場
		合は、

(2) この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。

業務災害補償特約条項の規定		読替前	読替後
第8条(1)(*1)、(*2)および		180 日	1,000 日
	第9条(手術補償保険金の支払)		

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

後遺障害等級限定補償特約条項

当会社は、この特約条項により、死亡・後遺障害補償保険金額に業務災害補償特約条項別表1の第7級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額が後遺障害補償保険金の額となる場合のみ、業務災害補償特約条項第7条(後遺障害補償保険金の支払)の規定に従い、後遺障害補償保険金を支払います。

業務上疾病等不担保特約条項

第1条(保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、業務災害補償特約条項<用語の定義>の「身体障害」のうち、ウ.からオ.までのいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。

- (2) この特約条項は、次の特約条項に対してのみ適用されます。
 - ① 業務災害補償特約条項
 - ② 重度後遺障害介護一時金補償特約条項
 - ③ 退職時一時金補償特約条項
 - ④ 休業補償特約条項
 - ⑤ 災害付帯費用補償特約条項

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

自動車搭乗中傷害不担保特約条項

第1条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、記名被保険者が所有、使用または管理する自動車等に業務従事中(*1)に搭乗している間に、補償対象者が被った業務災害補償特約条項<用語の定義>の「身体障害」のうち、7.に該当する身体障害については、保険金を支払いません。
 - (*1) 通勤涂上は除きます。
- (2) この特約条項は、次の特約条項に対してのみ適用されます。
 - ① 業務災害補償特約条項
 - ② 重度後遺障害介護一時金補償特約条項
 - ③ 退職時一時金補償特約条項
 - ④ 休業補償特約条項
 - ⑤ 災害付帯費用補償特約条項

第2条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

入院補償保険金支払限度日数変更特約条項(30 日用)

第1条(読替規定)

この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。

業務災害補償特約条項の規定	読替前	読替後
第8条(入院補償保険金の支払)	180 日を限度とします。	30 日を限度とします。
(1) (*1)		

第2条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

通院補償保険金支払限度日数変更特約条項(30日用)

第1条(読替規定)

この保険契約において、業務災害補償特約条項の規定を下表のとおり読み替えます。

業務災害補償特約条項の規定	読替前	読替後
第10条(通院補償保険金の支	90 日を限度とします。	30 日を限度とします。
払) (1) (*1)		

第2条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

災害付帯費用補償特約条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社が業務災害補償特約条項において次のいずれかの保険金を支払う場合は、当会社は、別表に定める金額を災害付帯費用保険金として被保険者に支払います。
 - ① 死亡補償保険金
 - ② 死亡・後遺障害補償保険金額に業務災害補償特約条項別表1の第3級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の後遺障害補償保険金
 - ③ 死亡・後遺障害補償保険金額に業務災害補償特約条項別表1の第7級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の後遺障害補償保険金。ただし、②に規定する場合を除きます。
- (2) 1回の保険事故について、補償対象者1名につき当会社が支払うべき災害付帯費用保険金の額は、 別表に定める死亡補償保険金に対応する保険金額を限度とします。

第2条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表 保険金額

保険金の種類	災害付帯費用保険金の額
死亡補償保険金	補償対象者1名につき 100 万円
後遺障害補償保険金	補償対象者1名につき25万円
(第1条(保険金を支払う場合)(1)②の場合)	
後遺障害補償保険金	補償対象者1名につき15万円
(第1条(1)③の場合)	

メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、補償対象者が業務災害補償特約条項に規定する業務上疾病を被り、当会社が業務災害 補償特約条項において保険金を支払う場合に、メンタルヘルス等業務上疾病対策費用保険金を被保 険者に支払います。
- (2) (1) に規定するほか、補償対象者が業務災害補償特約条項に規定する業務上疾病に該当する身体障害を被ったとして労災保険法等に基づく給付申請がなされた場合は、その疾病が業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として補償対象者の身体障害にかかる労災保険法等に基づく給付(*1)の不支給が決定されたことにより、当会社が業務災害補償特約条項において保険金を支払わないときであっても、当会社は、メンタルヘルス等業務上疾病対策費用保険金を被保険者に支払います。
- (3) 当会社のメンタルヘルス等業務上疾病対策費用保険金の支払は、1回の業務上疾病(*2) について1回限りとします。
 - (*1) 給付請求を行った者に対して当会社が労災保険法等に基づく審査請求または再審査請求等を 行うことを求めた場合は、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。
 - (*2) (2) に該当する場合は、業務上疾病に該当するとして労災保険法等に基づく給付申請がなされたものをいいます。

第2条(メンタルヘルス等業務上疾病対策費用保険金の支払)

当会社が被保険者に支払うメンタルヘルス等業務上疾病対策費用保険金は、補償対象者1名につき15万円とします。

第3条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、補償対象者が被った業務災害補償特約条項に規定する身体障害 (*1) について、労災保険法等による給付または不支給の決定時から発生し、これを行使すること ができるものとします。

- (*1) 補償対象者が被った身体障害が業務上疾病である、または業務上疾病に該当するとして労災保険法等に基づく給付申請がなされたものである場合に限ります。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、業務災害補償特約条項別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 第1条(保険金を支払う場合)(2)の規定に基づき被保険者が保険金の支払を請求する場合は、(2)の規定に加えて、次の書類を当会社に提出しなければなりません。
 - ① 労災保険法等の給付請求書(写)
 - ② 労災保険法等の給付請求に関する意見の申出、調査等のために被保険者が労働基準監督署に 提出した書類(写)
 - ③ 労災保険法等の不支給決定通知書(写)

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

法律相談費用補償特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
業務災害総合保険契	法律相談費用補償特約条項を付帯した業務災害総合保険普通保険約款に基づ
約	く保険契約をいいます。
継続契約	当会社との間で締結された業務災害総合保険契約の保険期間の終了日(*1)
	を保険期間の初日とする業務災害総合保険契約をいいます。
	(*1) その業務災害総合保険契約が終了日前に解除されていた場合は、そ
	の解除日をいいます。
初年度契約	継続契約以外の業務災害総合保険契約をいいます。
身体障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
法律相談	補償対象者の身体障害の発生を受け、被保険者が負担する可能性のある責任
	について被保険者があらかじめ当会社の同意を得て行う次の相談をいいま
	す。
	ア. 弁護士が行う法律相談
	イ. 司法書士が行う司法書士法第3条第1項第7号に定める相談
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士等 (*1) に支払われるべき費用 (*2) をいいま
	す。
	(*1) 弁護士等とは、弁護士または司法書士をいいます。
	(*2) 顧問料 (*3) を除きます。
	(*3) 弁護士等が契約によって継続的に行う一定のサービスの対価をいい
	ます。
保険事故	補償対象者が被った業務遂行(*1)に起因すると疑われる身体障害をいいま
	す。
	(*1) 被保険者の業務の遂行をいい、そのための通勤を含みます。

補償対象者

業務災害補償特約条項における補償対象者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有し、記名被保険者の 業務に従事する者
- ② 専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(*1)内 または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者と直 接締結された契約(*2)(*3)に基づき、被保険者に使用され、記名被保 険者の業務に従事する、①以外の者
 - (*1) 事務所、営業所、工場等をいいます。
 - (*2) 請負契約、委託契約等をいいます。
 - (*3) 記名被保険者の下請負人と締結された数次の請負による場合の下請契約を含みます。

第1条(被保険者の範囲)

この特約条項における被保険者は、次に該当する者とします。ただし、②および③の者については、記名被保険者の業務に関する限りにおいて、被保険者に含みます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の下請負人
- ③ ①または②が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、保険事故について、被保険者があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に 法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約条項および普通保険約款の規定 に従い、法律相談費用保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) の法律相談費用のうち使用者賠償責任補償特約条項の規定により支払われるべき費用については、法律相談費用保険金を支払いません。

第3条(保険期間と支払責任の関係)

当会社は、保険期間中に保険事故が発生した場合に限り、法律相談費用保険金を支払います。

第4条(保険適用地域と支払責任の関係)

当会社は、次のいずれかに該当する保険事故が発生し、かつ、被保険者が日本国内で法律相談を行ったことにより生じた法律相談費用に限り、法律相談費用保険金を支払います。

- ① <用語の定義>の「補償対象者」の①に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内または国外で発生した場合
- ② <用語の定義>の「補償対象者」の②に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内で発生した場合

第5条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害(*1) について生じた法律相談費用に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(*2)もしくは被保険者またはこれらの事業場責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動(*3)
 - ④ 核燃料物質(*4)またはこれによって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはその作用
 - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた 事故
 - (*1) これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

- (*2) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (*3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*4) 使用済燃料を含みます。
- (*5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する身体障害について生じた法律相談費用に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 風土病による身体障害
 - ② 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくは じん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病
 - ③ 労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続きを 行っていない事業において発生した身体障害
 - ④ 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体 暗害
 - ⑤ 労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者のうち、特別加入を行っていない者が被った身体障害
- (3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害について生じた法律相談費用に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
 - ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する①と同種の有害な特性
- (4) 労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後に法律相談がなされた場合は、当会社は、その職業性疾病について 生じた法律相談費用に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。
- (5) 次のいずれかに該当する法律相談費用については、当会社は、法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 初年度契約の保険期間の開始時より前に行った法律相談と同一の原因から生じた一連の法律相談(*1)にかかる法律相談費用
 - ② 初年度契約の保険期間の開始時より前に被った身体障害(*2)について、被保険者が行った 法律相談にかかる法律相談費用
 - ③ この保険契約の補償対象者となった時より前に被った身体障害(*3)について、被保険者が 行った法律相談にかかる法律相談費用
 - (*1) 同一の原因から生じた複数の補償対象者に関する法律相談は、一連の法律相談とします。
 - (*2) 初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者が発生を知っていた身体障害に限ります。
 - (*3) この保険契約の補償対象者となった時より前に被保険者が発生を知っていた身体障害に限ります。

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、身体障害を被った補償対象者の人数にかかわらず、1回の災害につき10万円を限度とします。
- (2) (1) にいう「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず、同一の原因から発生した一連の身体障害をいいます。

第7条 (事故発生時の義務等)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の法律相談が必要になった場合は、保険契約者または被保険者は、あらかじめ、その法律相談の原因となった補償対象者の身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1) の規定のほか、第2条の法律相談が必要になった場合は、保険契約者または被保険者は、法律相談することについて、その相談の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

- (3) 第2条の法律相談が必要になった場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく他の保険契約 等の有無および内容(*1)を当会社に通知しなければなりません。
 - (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合は、 当会社は、(1) から(3) までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引い て法律相談費用保険金を支払います。

第8条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の法律相談費用が生 じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求め るものを提出しなければなりません。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(*1)がある場合において、支払責任額(*2)の合計額が、第2条(保険金を支 払う場合)(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を法律相談費用保険金として 支払います。

- ① 他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額(*2)
- ② 他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われた場合 費用の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引 いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。
- (*1) 第2条(1) の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約 をいいます。
- (*2) 他の保険契約等(*1) がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいい ます。

第10条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およ びこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表 保険金請求書類

提出書類 1. 保険金請求書

- 2. 保険証券
- 3. 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
- 4. 当会社の定める身体障害状況報告書
- 5. 被保険者および補償対象者以外の医師の診断書
- 6. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書
- 7. 死亡診断書または死体検案書
- 8. 被保険者の印鑑証明書
- 9. 補償対象者の戸籍謄本
- 10. 被保険者が負担した法律相談費用の支出を証明する書類
- 11. 被保険者が負担した法律相談費用の内容を証明する書類
- 12. 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について被保険者および補償対象者以外の医師に照会 し説明を求めることについての同意書
- 13. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者 に委任する場合)

14. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第18条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

使用者賠償責任補償特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
1 災害	発生の日時、場所を問わず、同一の原因から発生した一連の保険事故をいい
	ます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生し
	たものとします。
業務上疾病	業務災害補償特約条項<用語の定義>の「身体障害」1.に規定するものをい
	います。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残され
	た症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは
	身体の一部の欠損をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の
	額をいいます。
身体障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
損害賠償請求権者	補償対象者の身体障害について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有
	する者をいいます。
損害賠償責任額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠
	償金に相当する額をいい、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判
	決日までの遅延損害金を含みます。
支払限度額	当会社が支払うべき保険金の限度額で、保険証券記載の支払限度額をいいま
	す。
保険事故	補償対象者が業務上の事由または通勤(*1)により被った身体障害をいいま
	す。
	(*1) 労災保険法等の取扱いに準拠します。
補償対象者	業務災害補償特約条項における補償対象者のうち、次のいずれかに該当する
	者をいいます。
	① 現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有し、記名被保険者の
	業務に従事する者
	② 専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(*1)内
	または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者と直
	接締結された契約(*2)(*3)に基づき、被保険者に使用され、記名被保
	険者の業務に従事する、①以外の者
	(*1) 事務所、営業所、工場等をいいます。
	(*2) 請負契約、委託契約等をいいます。
	(*3) 記名被保険者の下請負人と締結された数次の請負による場合の下請
	契約を含みます。
免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

第1条(被保険者の範囲)

この特約条項における被保険者は、次に該当する者とします。ただし、②および③の者については、記名被保険者の業務に関する限りにおいて、被保険者に含みます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の下請負人
- ③ ①または②が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) (1) のほか、当会社は、被保険者が、第5条(損害の範囲)(1)②から⑥までの費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条(保険期間と支払責任の関係)

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した(*1)場合に限り、保険金を支払います。

(*1) 補償対象者の被った身体障害が後遺障害もしくは死亡または職業性疾病の場合は、それらの原因となった傷害の発生時または疾病の発症時に身体障害が発生したものとします。なお、その身体障害について労災保険法等によって給付が決定された場合は、労災保険法等によって負傷日または発症日と認定された日に身体障害が発生したものとします。

第4条(保険適用地域と支払責任の関係)

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

- ① <用語の定義>の「補償対象者」の①に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内または国外で発生した場合
- ② <用語の定義>の「補償対象者」の②に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内で発生した場合

第5条(損害の範囲)

(1) 当会社が保険金を支払うべき第2条(保険金を支払う場合)に規定する損害は、次の損害をいいます。

損害	損害の内容
① 正味損害賠償金	保険事故について、次の算式によって算出した額をいいます。
	損害賠償 責任額 - 7.からり.までの 金額の合計額 = 正味損害賠 償金
	7. 労災保険法等により給付されるべき金額 (*1) イ. 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険もしくは責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
	り、次の金額の合計額 (ア)被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者が法定外補 償規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額
	(イ)被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約条項の規定により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額
	(ウ) (ア) または (イ) のほか、一定の災害補償を補償対象者に対して行うことを目的とする保険契約 (*2) または労働協約、就業規則、災害補償規程等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額がある場合で、かつ、補償対象者またはその遺族に支払われる (*3) ことにより被
② 損害防止費用	保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額 第9条(事故発生時の義務等)(1) ①に規定する損害の発生および拡大の防 止のために被保険者が支出した必要または有益な費用をいいます。
③ 求償権保全費用	第9条(1)②に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益な費用をいいます。

4	緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
5	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟 (*4) について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
6	協力費用	第11条(当会社による解決の援助およびその協力義務)の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

- (*1) この金額には「特別支給金」を含みません。
- (*2) 共済契約等を含みます。
- (*3) どのような名目または名称で支払われるかを問いません。
- (*4) 損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。
- (2) (1) ①の正味損害賠償金の支払は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限るものとし、〈用語の定義〉の「保険事故」における業務上の事由または通勤に該当するか否かの判定にあたっては、労災保険法等における判定に準じるものとします。ただし、補償対象者が被った身体障害が業務上疾病または業務上疾病に相当すると認められる身体障害である場合は、それぞれ次に掲げる場合に限るものとします。
 - ① <用語の定義>の「補償対象者」の①に該当する者が被った業務上疾病については、労災保険法等によって給付が決定された場合。ただし、業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の身体障害にかかる労災保険法等に基づく給付請求(*1)の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の身体障害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。
 - ② <用語の定義>の「補償対象者」の②に該当する者が被った業務上疾病に相当すると認められる身体障害については、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合
 - (*1) 給付請求を行った者に対して当会社が労災保険法等に基づく審査請求または再審査請求等を 行うことを求めた場合は、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。
- (3) 被保険者が(1) ⑤または⑥の費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。
- (4) 労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次に掲げるいずれかの額をもって、(1) ①7. の金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次に掲げるいずれかの額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次に掲げるいずれかの額に加算した額をもって(1) ①7. の金額とします。
 - ① 労災保険法等の受給権者が前払一時金(*1)の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金(*1)の支給により損害賠償の責めを免れた金額の合計額
 - ② ①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時までに既に受領した年金の総額
 - (*1) 労災保険法等の受給権者が受給すべき年金に係る前払一時金をいいます。

第6条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害(*1)については、 保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(*2)もしくは被保険者またはこれらの事業場責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動(*3)

- ④ 核燃料物質(*4)またはこれによって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の有害な 特性またはその作用
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた 事故
- (*1) これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。
- (*2) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (*3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*4) 使用済燃料を含みます。
- (*5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。
 - ① 風土病による身体障害
 - ② 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくは じん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病
 - ③ 労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続きを 行っていない事業において発生した身体障害
- (3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害については、保険金を支払いません。
 - ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
 - ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する①と同種の有害な特性
- (4) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない賠償責任
 - ② 被保険者が個人の場合は、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対して負担する賠償責任
 - ③ 労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者のうち、特別加入を行っていない者が被った身体障害に対して被保険者が負担する賠償責任
- (5) 当会社は、労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額に対しては、保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、日本国外の裁判所に提起された被保険者に 対する損害賠償請求訴訟によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (8) 補償対象者またはその遺族による被保険者に対する損害賠償請求が、労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後になされた場合は、当会社は、その職業性疾病については、保険金を支払いません。

第7条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が、被保険者に保険金として支払う第5条(損害の範囲)(1)①の正味損害賠償金は、1 災害について免責金額を超える部分とし、かつ、支払限度額をもって限度とします。
- (2) 当会社が、被保険者に保険金として支払う第5条(1)②から⑥までの費用は、その全額とします。 ただし、第5条(1)⑤の費用については、正味損害賠償金の額が保険証券記載の1災害に適用す る支払限度額を超える場合は、当会社は、次の算式により算出される金額のみに対して、保険金を 支払います。



第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額の合算額(*1)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額の合算額(*1)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額 を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 - (*1) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、この特約条項により当会社が保険金を支払うべき損害にかかる他の保険契約等のうち、記名被保険者が契約する施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険等の賠償責任保険契約(*1)がある場合には、当会社は、この保険契約から優先して保険金を支払います。
 - (*1) 労働災害総合保険の使用者賠償責任条項等、補償対象者の業務上の身体障害に起因する法律 上の損害賠償責任を対象とするものを除きます。

第9条(事故発生時の義務等)

- (1) 保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を行うものとし、かつ、そのために必要なすべて の手段を講じなければなりません。
 - ① 既に発生した保険事故に係る損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合は、権利の保全または行使について必要な手続をすること。
 - ③ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当または護送その他緊急措置を行う場合は、この規定を適用しません。
- (2) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を、遅滞なく、当会社に書面により通知しなければなりません。
 - ① 保険事故について次のア.およびイ.の事項
 - 7. 保険事故発生の日時・場所およびその状況ならびに身体障害を被った補償対象者の住所・氏 名等

4.7. について、証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名等

- ② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容
- ③ 他の保険契約等の有無および内容(*1)
- ④ 労災保険法等に基づく給付に必要な手続(*2)を行うこと。
- (*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (*2) 労災保険法等に基づく給付請求が不支給となった場合で当会社が給付請求を行った者に対して労災保険法等に基づく審査請求または再審査請求等を求めたときは、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。
- (3) 保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合は、ただちに当会社に通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合は、ただちに当会社に通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付そうとする場合またはそれらの申出を受けた場合も同様とします。
- (4) (1) から (3) までのほか、保険契約者または被保険者は、当会社が特に必要とする書類または 証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力 しなければなりません。

第10条(事故発生時の義務を怠った場合の保険金支払への影響)

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条(1)から(4)までの規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条(1)①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ② 前条(1)②の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額
- ③ 前条(1)③の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額
- ④ 前条(2)から(4)までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条(2) ①もしくは②または(4) の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条(当会社による解決の援助およびその協力義務)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第12条(当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響)

被保険者が、正当な理由がなく前条の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 正味損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する 法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した 時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② ①以外の保険金については、その損害が発生した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

第14条(保険金の請求方法に関する補則)

前条(2)の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を請求する場合は、記名被保険者の同意を得なければなりません。

第15条(保険金の支払方法および先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1) について先取特権を有します。
 - (*1) 第5条(損害の範囲)(1)①で支払対象となる正味損害賠償金に対するものに限ります。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、 当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1) の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(*1) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (*1) 第5条(1)①で支払対象となる正味損害賠償金に対するものに限ります。

第16条 (重大事由による保険契約の解除の特則)

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第1章基本条項第9条(重大事由による保険契約の解除)(1) ③7.かられまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約条項(*1)を解除することができます。
 - (*1) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) (1) の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (1) の規定による解除がなされた場合は、(2) の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① 普通保険約款第1章基本条項第9条(1)③7.かられまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 普通保険約款第1章基本条項第9条(1)③7.かられまでのいずれかに該当する被保険者に 生じた第5条(損害の範囲)(1)①の正味損害賠償金の損害

第17条(保険金の支払時期に関する特則)

この特約条項については、普通保険約款第1章基本条項第18条(保険金の支払時期)(2)の末尾に次の規定を追加します。

⑥ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または1回の保険事故により多数の補償対象者が身体障害を被った場合において(1)①から⑤までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会

180 日

第18条(普诵保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表 保険金請求書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
- 4. 労災保険法等の給付請求書(写)
- 5. 労災保険法等の支給決定通知書(写)または不支給決定通知書(写)その他労災保険法等による給付対象外であることを証明する書類
- 6. 補償対象者の死亡に伴う保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
- 7. 補償対象者の後遺障害に伴う保険金請求の場合は、障害の程度を証明する被保険者および補償 対象者以外の医師の診断書
- 8. 補償対象者の休業に伴う保険金請求の場合は、被保険者の休業証明書(賃金不払を証するもの)
- 9. 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)
- 10. 正味損害賠償金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- 11. 費用に対する保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類
- 12. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第18条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

雇用関連賠償責任補償特約条項

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
侵害行為	次の行為をいいます。
	7. 労働者の募集、雇用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
	イ.職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者 に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害するこ と。
	り. 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適正な 範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化さ せること。
	エ. 次のいずれかの事由に関する、職場において行われる労働者に対する言動 により、その労働者の就業環境を害すること。
	(ア) 女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条の規定による休業を請求または休業をしたことその他の妊娠または出産に関する事由であって厚生労働省令(*1)で定めるもの
	(4) 育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の介護に関する厚生労働省令(*2)で定める制度または措置の利用
	(*1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法 律施行規則をいいます。
	(*2) 育児休業、介護休業又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 施行規則をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
遡及日	保険証券記載の遡及日をいいます。
保険事故	日本国内において行われた侵害行為により発生した次に掲げる事由をいいます。
	7. 被保険者によって行われた侵害行為による第1条(被保険者の範囲)(1) ②もしくは③の者(*1)(*2)の精神的苦痛(*3)またはこれらの者の名 誉もしくはプライバシーの侵害
	イ. 被保険者によって行われた侵害行為による第1条(1)②の者の雇用契約 上の権利の侵害
	(*1) 事業場において第1条(1)①に規定する被保険者のために労働に 従事する者を含みます。
	(*2) その地位になるための申込みを行った者を含みます。 (*3) 精神的苦痛に起因する身体の障害を含みます。

第1条(被保険者の範囲)

- (1) この特約条項における被保険者は、次に該当する者とします。ただし、②および③の者については、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含みます。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の使用人
 - ③ 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- (2) この特約条項において、被保険者相互間における他の被保険者は、「他人」とみなします。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、保険事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る 損害に対して、この特約条項および普通保険約款の規定に従い、雇用関連賠償保険金を支払います。

- (2) 当会社は、保険事故に起因する損害賠償請求が保険期間中に日本国内で被保険者に対してなされた場合に限り、保険金を支払います。
- (3) 当会社が保険金を支払う(1)の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

損害	損害の内容
① 法律上の損害賠	法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての
償金	支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、
	その価額を控除します。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得
	て支出した費用をいいます。
③ 損害防止軽減費	第6条(事故発生時等の義務)②または⑤の規定に基づき被保険者が他人か
用・緊急措置費用	ら損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いま
	たは既に発生した保険事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必
	要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続または手段の
	ために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいい
	ます。その手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないこ
	とが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊
	急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の
	費用を含みます。
④ 協力費用	第8条(損害賠償請求解決のための協力)(1)の規定に基づき当会社が被保
	険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被
	保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

(4) (3) ②に規定する争訟費用には、保険事故の有無に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用を含みます。

第3条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社は、前条(3) に規定する損害に対して、それぞれ次の規定に従って保険金を支払います。

前条(3)①の法律	1請求について、次の式により算出される金額を支払います。
上の損害賠償金	法律上の損害 賠償金の額 - 保険証券記載 の免責金額 = 保険金の額
	ただし、保険期間を通じ、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
前条(3) ②から④	全額を支払います。
までの費用	

(2) (1) の適用にあたり、同一の原因または事由に起因する一連の損害賠償請求は、損害賠償請求の時もしくは場所または損害賠償請求者の数にかかわらず、「1請求」によるものとみなし、被保険者に対して最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、②、④、⑤および⑥の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
 - ① 遡及日より前に行われた次の侵害行為(*1) 7. 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了(*2) 4. 不当に雇用しない行為(*3)
 - ② この保険契約の保険期間の初日(*4)において、侵害行為(*1)に起因する損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が知っていた場合(*5)は、その侵害行為(*1)
 - ③ 遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一の、または関連する事実

- ④ 保険契約者または被保険者の故意
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただ し、過失犯を除きます。
- ⑥ 法令に違反することを被保険者が認識しながら(*5)行った侵害行為
- ⑦ 他人の身体の障害(*6)または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取
- ⑧ 労働争議(*7)または団体交渉(*8)において要求された事項。ただし、記名被保険者の労働組合またはこれに類似するその他の社内組織以外の者から申立てを受けた場合に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(3)②から④までの費用を負担することによって被る損害を除きます。
- (*1) その行為と同一の、または関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行為がなされた時にすべてなされたものとみなします。
- (*2) 黙示の契約に対する違反行為を含みます。
- (*3) 派遣社員に対する雇止めを含みます。
- (*4) この特約条項が中途で付帯された場合は、「この保険契約の保険期間の初日」とあるのは、「この特約条項が中途付帯された場合の補償開始日」と読み替えます。
- (*5) 認識したと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (*6) 精神的苦痛に起因するものを除きます。
- (*7) 労働関係調整法が規定する労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行う行為およびこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害する行為が発生している状態または発生するおそれがある状態をいいます。
- (*8) 労働組合その他の労働者の団体が、その代表者を通じて使用者または使用者団体とその労働条件について行う交渉をいいます。
- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 次の者以外の者からなされた損害賠償請求
 - 7. 補償対象者のうち、第1条(被保険者の範囲)(1)②または③の者(*1)。ただし、過去にその地位にあった者およびその地位になるための申込みを行った者を含みます。
 - イ.ア.に規定する者の相続人
 - ② 次の確認、取消しまたは保全を求める請求。ただし、第2条(2)の損害賠償請求と同時になされたものを除きます。
 - 7. 解雇、配置転換命令等の無効の確認または取消し
 - 4. 雇用契約上の地位の確認または保全
 - ③ 侵害行為を行った者に対してなされた損害賠償請求
 - ④ 被保険者の支払不能、解散、清算または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算 手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求
 - (*1) 事業場において第1条(1)①の被保険者のために労働に従事する者を含みます。
- (3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ② 被保険者の親族に対する賠償責任
 - ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*1)に起因する賠償責任
 - (*1) 精神的苦痛に起因する身体の障害を除きます。
- (4) 当会社は、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、一切の損害(*1)に対して、保険金を支払いません。
 - (*1) その訴訟を提起した者に係る部分に限ります。
- (5) 当会社は、第1条(1)②の者(*1)に対する賃金(*2)の支払または不払による損害に対しては、 名目がいかなるものであっても、保険金を支払いません。ただし、次の損害を除きます。
 - ① 雇用契約の終了が無効である旨を判決または審判により認定された(*3)ことによって生じた賃金(*4)の支払による損害

- ② 被保険者が第2条(3)②から④までの費用を負担することによって被る損害
- (*1) 過去にその地位にあった者を含みます。
- (*2) 法令、労働協約、就業規則、給与規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金その他の給付金であれば、名目を問いません。ただし、(6) に規定する退職手当を除きます。
- (*3) 裁判所への訴えの提起もしくは仮処分の申立てまたは審判手続の申立てが行われたうえで、 雇用契約の終了の取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した場合を含みます。
- (*4) 雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金(*2)をいいます。
- (6) 当会社は、第1条 (1) ②の者 (*1) に対する退職手当 (*2) の支払による損害に対しては、名目がいかなるものであっても、保険金を支払いません。ただし、被保険者が第2条 (3) ②から④までの費用を負担することによって被る損害を除きます。
 - (*1) 過去にその地位にあった者を含みます。
 - (*2) 労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程等の規定により支払われるべき退職手当、一時 恩給その他退職により一時に受ける給付金およびこれらの性質を有する給付金であれば、名目を 問いません。
- (7) (5) ①もしくは②または(6) ただし書が適用される場合は、賃金請求権に対する支払責任を負担することによって被る損害についても、第2条(1) の賠償責任を負担することによって被る損害とみなし、保険金を支払います。
- (8) 当会社は、この保険契約に使用者賠償責任補償特約条項が付帯されている場合は、その特約条項の規定に従い保険金を支払うべき損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(損害発生予防義務)

- (1) 被保険者は、常に損害の発生を予防するために必要な処置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第6条(事故発生時等の義務)

保険契約者または被保険者は、保険事故または損害が発生したことを知った場合は、次のことを 履行しなければなりません。

① 損害賠償請求が	保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由(ただし、
なされるおそれの	請求がなされるおそれのあることが合理的に予想される原因または事由に限
ある原因または事	ります。)の発生を知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を遅
由の発生の通知	滞なく当会社に書面により通知すること。
② 損害の発生およ	既に発生した保険事故に係る損害の発生および拡大を防止するために必要な
び拡大の防止	措置を講じること。
③ 他の保険契約等	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知
の通知	すること。
	(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合
	は、その事実を含みます。
④ 訴訟の通知	損害賠償の請求 (*1) についての訴訟を提起しようとする場合または提起さ
	れた場合は、直ちに当会社に通知すること。
	(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相
	互間の求償を含みます。
⑤ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*1)をすることができる場合は、その権利の保全ま
	たは行使に必要な手続をすること。
	(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相
	互間の求償を含みます。
⑥ 損害賠償責任承	あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認し
認の事前承認	ないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承
	認を得る必要はありません。

7	調査の協力等	①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを
		求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に
		協力すること。

第7条 (事故発生時等の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前条の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①、③、④ 前条①、③、④および⑦の規定に違反したことによって当会社が被および⑦ の額	
② 前条②	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
③ 前条⑤	他人に損害賠償の請求 (*1) をすることによって取得することができたと認められる額
	(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相 互間の求償を含みます。
④ 前条⑥	被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前条①もしくは⑦に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者または被保険者が前条①の通知を行った場合において、その原因または事由に起因して被保険者に対する損害賠償請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。ただし、第3条(支払保険金の計算)(2)の規定が適用される場合またはこの保険契約が保険期間の末日までに失効しもしくは解除された場合を除きます。

第8条(損害賠償請求解決のための協力)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由がなくて(1) の協力の要求に応じない場合は、当会社は、被保険者が(1) の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の「保険金請求権が発生する時」欄に規定する時から発生し、 「保険金請求権を行使できる時」欄に規定する時からこれを行使できるものとします。

	損害の種類	保険金請求権が 発生する時	保険金請求権を 行使できる時
1	第2条(保険金を支払う場合)(3)①の 法律上の損害賠償金	保険事故による損害が発生した時	判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第2条(3)①の法律上の損害賠償金の額が確定した時
2	第2条(3) ②から④ までの費用	被保険者が費用を支 出した時	第2条(3)②から④までの費用の額が確定 した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、支払責任額(*1)の合計額が、損害の額を超えるときは、 当会社は、次に掲げる額を雇用関連賠償保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額(*1)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残 額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。
- (*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第11条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(*1) について先取特権を有します。
 - (*1) 第2条(保険金を支払う場合)(3) ①に規定する法律上の損害賠償金に対するものに限ります。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、 当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険 金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(*1) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1) を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
 - (*1) 第2条(3) ①に規定する法律上の損害賠償金に対するものに限ります。

第12条 (読替規定)

(1) この特約条項については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第1章基本条項第1条(保険責任の	生じた保険事故	なされた損害賠償請求
始期および終期)(3)、第1章第3		
条 (通知義務) (4) および第1章第		
11条(保険料の返還または追加保		
険料の請求―告知義務・通知義務等		
の場合) (5)		
第1章第2条(告知義務)(4)③	保険事故が生じる前	損害賠償請求がなされる前
第1章第2条(5)、第1章第3条(4)	保険事故が生じた後	損害賠償請求がなされた後
および (7)		
第1章第3条(7)、第1章第9条(重	発生した保険事故	なされた損害賠償請求
大事由による保険契約の解除)(3)		
および第1章第11条(4)		
第1章第9条(3)	保険事故が発生した後	損害賠償請求がなされた後

(2) この特約条項については、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えて適用します。

保険料に関する規定の変更特約条項 の規定	読替前	読替後
第2節第1条(保険料の払込方法等) (2)	初回保険料払込前の保険事故	初回保険料払込前になされた 損害賠償請求
第2節第1条(2)、第2節第5条(第 2回目以降の保険料不払の場合の免 責等)(1)および第4節第1条(保 険料の返還、追加または変更)(4)	生じた保険事故	なされた損害賠償請求
第2節第1条(3)②および(4)① ならびに第4節第4条(保険料を変 更する必要がある場合の保険事故発 生時等の取扱い)(1)①、②および(2)	保険事故の発生の日	損害賠償請求がなされた日
第2節第1条(4) ならびに第4節 第4条(1) および(2)	保険事故による損害等	損害賠償請求による損害等
第3節第1条(保険料不払による保 険契約の解除)(2)および第4節第 4条(3)	発生した保険事故	なされた損害賠償請求
第4節第4条 (5) 第4節第4条 (5) ③	保険事故が発生した 保険事故の発生の日時	損害賠償請求がなされた 損害賠償請求がなされた日時

第13条 (重大事由による保険契約の解除の特則)

- (1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第1章基本条項第9条(重大事由による保険契約の解除)(1) ③7.かられまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約条項(*1)を解除することができます。
 - (*1) 被保険者が該当する場合は、その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) (1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1) の解除の原因となる 事由が生じた時から解除がなされた時までになされた損害賠償請求による損害に対しては、当会社 は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、そ の返還を請求することができます。
- (3)(1)の規定による解除がなされた場合は、(2)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① 普通保険約款第1章基本条項第9条(1)③7.かられまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 普通保険約款第1章基本条項第9条(1)③7.かられまでのいずれかに該当する被保険者に 生じた第2条(保険金を支払う場合)(3)①の損害

第14条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表 保険金請求書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保 険者と被害者の間の示談書
- 4. 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- 5. 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明 する書類

- 6. 第2条(保険金を支払う場合)(3)②から④までの費用の支出を証する領収書または精算書
- 7. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第18条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

死亡のみ補償特約条項(使用者賠償責任補償特約条項用)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約条項により、使用者賠償責任補償特約条項の補償対象者が業務上の事由または通勤(*1)により死亡した場合に限り、使用者賠償責任補償特約条項に規定する保険金を支払います。

(*1) 労災保険法等の取扱いに準拠します。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および使用者賠償責任補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

死亡・後遺障害1~7級のみ補償特約条項(使用者賠償責任補償特約条項用)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約条項により、使用者賠償責任補償特約条項の補償対象者が業務上の事由また は通勤(*1)により次のいずれかに該当する場合に限り、使用者賠償責任補償特約条項に規定する 保険金を支払います。

- ① 補償対象者が死亡した場合
- ② 補償対象者の身体障害が業務災害補償特約条項第7条(後遺障害補償保険金の支払)の規定 に従い、業務災害補償特約条項別表1の第7級に掲げる保険金支払割合以上の後遺障害に該当 する場合
- (*1) 労災保険法等の取扱いに準拠します。

第2条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および使用者賠償責任補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

地震・噴火・津波危険補償特約条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約条項により、業務災害補償特約条項第5条(保険金を支払わない場合)(1) ③および⑤の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた業務災害補償特約条項第1条(保険金を支払う場合)の身体障害に対しても、(2)に規定する保険金を支払います。
 - ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (2) (1) の保険金とは、次のものをいいます。ただし、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項において補償対象としているものに限ります。
 - ① 死亡補償保険金
 - ② 後遺障害補償保険金
 - ③ 入院補償保険金
 - ④ 手術補償保険金
 - ⑤ 诵院補償保険金
 - ⑥ 重度後遺障害介護一時余保険金
 - (7) 休業補償保険金
 - ⑧ 災害付帯費用保険金

- (3) この保険契約に使用者賠償責任補償特約条項が付帯されている場合は、当会社は、この特約条項により、使用者賠償責任補償特約条項第6条(保険金を支払わない場合)(1)②および⑥の規定にかかわらず、次のいずれかの事由によって補償対象者が被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、使用者賠償責任補償特約条項に基づく保険金を支払います。
 - ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (4) この保険契約に法律相談費用補償特約条項が付帯されている場合は、当会社は、この特約条項により、法律相談費用補償特約条項第5条(保険金を支払わない場合)(1)②および⑥の規定にかかわらず、次のいずれかの事由によって補償対象者が被った身体障害について、被保険者があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対しても、法律相談費用補償特約条項に基づく保険金を支払います。
 - ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条(保険金の支払時期に関する特則)

この特約条項については、普通保険約款第1章基本条項第18条(保険金の支払時期)(2)の末 尾に次の規定を追加します。

⑥ 災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査

365 日

第3条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

共同保険に関する特約条項

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会 社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、 保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の 承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権 等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もし くは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑤ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
- (II) その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保険会社の行う事項)の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。



<ご利用いただけるサービス>

使用者賠償責任補償特約条項をセットした契約では、以下のサービスをご利用いただけます。 利用方法や詳細については、「健康経営アシストサービス/経営・労務サポートサービス サポート ブック | をご参照ください。

健康経営アシストサービス

ストレスチェックサービス

- ●内容:WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施できます。回答終了後、従業員の皆様ご本人に結果がフィードバックされるので、従業員の皆様自身のストレスへの気付きを促すことができます。また、事業者様には、集団的に分析した結果を提供できます。ストレスチェックの検査項目は、厚生労働省が使用を推奨している「職業性ストレス簡易調
 - ストレスチェックの検査項目は、厚生労働省が使用を推奨している | 職業性ストレス簡易調査票 (57項目)] を使用しています。
- ●ご利用にあたっての主な注意点:
- ・ストレスチェックの検査項目等は、今後の法令の改正動向に応じて変更となる場合があります。
- ・本サービスのご提供は、保険期間中に1回までとさせていただきます。

メンタルケア・ホットライン

- ●内容:従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスにより、下記のような悩み・ご相談にお応えします。
 - ○メンタル面が原因での休職・退職が増えてきた
 - ○相談先がない、わからない
 - ○メンタル面やうつ病で悩んでいる従業員がいる

専門のカウンセラーがご相談者等のプライバシーを守りながら対応いたします。誰にも知られることなく、気軽に悩みをご相談いただけ、問題の早期解決にもつながりますので、職場環境の改善と従業員の心の健康づくりにもつながります。

- ●ご利用メニュー:
- ①電話相談(健康医療相談含む)・カウンセリング
- <電話相談、精神科医による電話相談(予約制)、電話・対面カウンセリング(予約制)>
- ②WEB相談
- ●ご利用にあたっての主な注意点:
- ・本サービスのご提供にあたり取得した情報は、希死念慮者等の緊急時対応を含め、開示することはできません。
- ・本サービスには、労働安全衛生法で定める産業医の職務は含まれません。
- ・本サービスのご提供については、診療の代替ではなく、あくまで指導、助言に限定されており、効果 を保障するものではありません。
- ・電話・対面カウンセリングについては、保険期間中に1人5回までとさせていただきます。

- ※ 各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。
- ※サービスメニューの内容は、予告なく変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

メディカルアシスト

●内容:お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

項目	サービス内容			
緊急医療相談	常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応 します。			
医療機関案内	夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等を ご案内します。			
予約制専門医相談	様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談を受けします。			
がん専用相談窓口	がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワー カーがお応えします。			
転院・患者移送手配(*1)	転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切 を承ります。			

(*1) 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

- ●ご利用にあたっての主な注意点:
- ・本サービスは、医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

介護アシスト

●内容:介護に関するご相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

1001111 1 111111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
項目	サービス内容			
インターネット 介護情報サービス	ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。 インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」 ホームページアドレスhttp://www.kaigonw.ne.jp/			
電話介護相談	社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。			
各種サービス 優待紹介 ^(*2)	「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。			

(*2) サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

経営・労務サポートサービス

法律・税務・労務ホットライン

●内容:法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応え します。

項目	サービス内容			
法律相談	お取引先との契約トラブルなど法律に関するご相談を弁護士等がお応えします。			
税務相談	事業承継に関する自社株評価額対策や相続対策など税務に関するご相談を税 理士等がお応えします。			
労務相談	職場でのトラブルなど人事労務に関するご相談を社会保険労務士等がお応え します。			

経営支援・診断サービス

●内容:公的助成金、労務リスク、就業規則、事業承継などに関する簡易診断を行います。 また、診断結果に基づく社会保険労務士等の専門家の訪問による相談・アドバイスを実施します。

項目	サービス内容			
助成金診断	生労働省関連の公的助成金に関する受給可能性を診断します。			
労務リスク診断	労働基準監督署の立ち入り調査の対策としてポイントとなる項目を診断します。			
就業規則診断	就業規則が現行法に適合したものであるか診断します。			
事業承継診断	事業承継に関し現状を把握し、課題を診断します。			

- ●ご利用にあたっての主な注意点:
- ・専門家の訪問による相談・アドバイスは、初回のみ無料です。



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

20 0120-868-100

受付時間:午前9時~午後8時(平日、土日祝とも) ※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時~午後6時に変更となります。

> D14-41790(2)改定201706 1404-ER07-15065-201704